

○渋谷英彦委員長 皆さん、おはようございます。

では、昨日に引き続き、予算決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の審査順序は、経済部、建設部及び上下水道部、都市政策部の順で進めます。

それでは、審査に入ります。

最初に、認第10号「令和2年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、経済部所管部分を議題といたします。

質疑に入ります。これより順次、御発言願います。

まず、ナンバー1、岡田委員。

○岡田光正委員 岡田でございます。

歳入の15款2項8目、プレミアム付商品券事務費補助金なのですが、この補助金額の算定根拠、いわゆるやったものに対する事務費なんだろうけれども、これは基本的に人件費だとか、そういったものも含まれるのか、その算定は、例えば、100人使ってもいいのかとか、こういったような、その辺、教えてください。

○海野真彦商工課長 岡田委員の御質疑にお答えします。

プレミアム付商品券事務補助金は、令和元年10月1日からの消費税、地方消費税の引上げによる低所得者及び子育て世帯に与える影響への緩和と地域における消費の喚起、下支え策として実施した国庫補助事業でございます。

このプレミアム付商品券の利用期間は令和元年10月1日から令和2年3月31日までとしており、最終的な実績の確定が令和2年度はありました。決算額の656万1,200円につきましては、最終事業実績に対して概算払い額を除いた精算分として受けた国庫補助金でございます。

なお、その内訳は、事務費212万9,000円と、プレミアム分である事業費443万2,200円でございます。

以上でございます。

○岡田光正委員 そうしますと、事務費という二百十何万円、これはかかった費用についてこれだけですよという報告を出して、それを精算すると。だから、事前に来ているということですね、お金が、先には。

○海野真彦商工課長 概算払い額をまず頂きまして、事業確定後、精算をして、残りの額を国庫補助金として頂くと、そういうことでございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、2番、河合委員。

○河合一也委員 私からは、歳入21款5項6目、海洋深層水脱塩水料金収入についてお伺いします。

販売収入のうち、駿河純水と駿河濃水の割合をお伺いします。

2点目として、購入者の個人、企業の割合はいかがか、お伺いします。

3点目に、収入額や利用件数に数値目標が設定されているのでしょうか。

4点目、いかなるPRをされたか、その効果はいかがだったのでしょうか。

5点目として、増収、深層水活用のために新たな展開は検討されてきているのか、お

伺います。

○岩ヶ谷佳史漁港振興課長 それでは、河合委員の御質疑にお答えいたします。

まず、販売割合につきましては、駿河純水が318万3,200円で87.6%、駿河濃水が44万8,700円で12.4%となります。

次に、個人と企業の販売割合につきましては、主に事業者が利用する大口と、一般利用者の小口の割合になりますが、まず、年間の延べ利用件数は1万4,997件で、そのうち大口利用者は392件で2.6%、小口利用者は1万4,605件で97.4%となります。また、年間給水量から大口と小口の割合を見ますと、年間給水量423.06トンに対し、大口が124.70トンで29.5%、小口が298.36トンで70.5%となります。

次に、数値目標については、事務事業マネジメントシートの成果指標を年間の給水件数としております。令和2年度の目標値は1万8,000件で、実績値は1万4,997件となり、達成率は83.3%となっておりますが、令和元年度の実績が1万3,942件なので、令和2年度は約1,000件増えております。なお、収入金額の目標設定はございません。

次に、PRと効果についてですが、毎年、深層水ミュージアムで深層水の普及啓発、利用促進を図るため、小学生の親子を対象に深層水教室を行っております。学習を通して深層水のよさを知り、実際に深層水を使った食べ物を作り、味わってもらうことで深層水が身近に利用できるものであることを実感してもらっています。昨年度と今年度は豆乳塩バニラアイスを作りました。また、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で参加しませんでした。これまでは駿河湾深層水利用者協議会と協力し、展示商談会へ出店し、深層水関連商品の試食や展示を行いました。

効果については、数値での表現が難しいのですが、深層水教室では、アンケート結果を見ても、全員の方が深層水を利用してみたいという回答をいただいております。親子を通して一般家庭に対しPR効果が出ていると考えております。

また、商談会出店時に商談がまとまったケースがあると伺っており、バイヤーを通じて消費者に対してもニーズ拡大が図られていると考えております。

次に、新たな展開の検討についてですが、まず、深層水の利活用については県が継続して研究等を進めているところですが、今のところ、いわゆる新港地区に新たな企業進出の具体的な話はないと聞いております。

深層水の周知やPRについては、深層水の特徴であります高栄養性、清浄性、低温安定性を知ってもらうために、深層水ミュージアムにおいて啓発やPRを行うとともに、深層水教室や、焼津特産プラザで市民や来観者に向けて駿河湾深層水のPR継続をしていくほか、引き続き、県や駿河湾深層水利用者協議会と協力し、駿河湾深層水を使った商品のPRを行っていきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○河合一也委員 いろいろなされていることが分かりました。

利用件数の目標を伺って、あと一步というぐらいのところ健闘しているという感じはしますけれども、本来、焼津市のPRというような目的もきつとあるように伺っていますので、利用件数が増えることを目標にするのはいいと思うんですけども、歳出額等も、見ると大きいですね、委託金だけで1,700万円ぐらいかかっていますので、増収のためにも、売上げ水量イコール売上金額、この辺の目標があつていいと思うんですけ

ど、いかがでしょうか。一応、今はないということですけど、これからあっていいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

- 岩ヶ谷佳史漁港振興課長 先ほど申しましたように、この事業の目標として、事務事業マネジメントシートの成果指標ということで利用件数になっているんですけども、マネジメントシートのほうも毎年見直しを行いますので、その中で、それら金額の目標的なものもこれから検討していきたいと考えております。

以上です。

- 河合一也委員 そのほか、いろんな働きかけをしていただいて、市民のいろんな意見を聞いたら、いろんな展開を期待しているところがあって、だんだん今、最近はお菓子なんかを見ても深層水利用とかというお菓子になんかなったりとかして、いろいろ活用されてきているなという感じがしますけれども、県が研究を進めていただいてもなかなか企業誘致が進まないということなんですけど、昨年度も建設経済の政策提言等でもこの辺に触れられていましたし、期待されているところが多いので、できれば今まで以上にというしかないですけども、企業だけじゃなく研究機関みたいなところ、そんな呼びかけ等、ぜひ行っていただいて、うまくいろんな展開ができるように期待したいと思います。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、次、3番、安竹委員。

- 安竹克好委員 この質疑は既に観光交流課から御答弁をいただいておりますので、了解済みです。

- 渋谷英彦委員長 では、次、4番、川島委員。

- 川島 要委員 私も、歳出2款1項7目、地域おこし協力隊整備事業費、政策企画課のほうでの担当の件についてはお聞きしたんですが、観光交流課の管轄の協力隊の方の業務内容、そして、実績はどうだったのか伺います。

- 相良康二観光交流課長 川島委員の御質疑にお答えします。

当課に関する地域おこし協力隊の具体的な業務は、交流人口拡大に関する業務が主な業務となります。

令和2年度におきましては、コロナ禍という厳しい状況の中、多くの制限がされましたが、10月1日までの任期の隊員においては、船釣り体験教室や焼津エール飯など、焼津のお取り寄せウェブサイトの作成、更新などを実施しました。

全隊員の任期満了により引き続き着任しました隊員においては、市内のイベントへのダンス出演や独自のダンスイベントなどを開催しております。

また、SNS等を活用しまして、イベント情報や焼津市の食、自然、文化、人など、焼津への集客や認知度向上につながるよう、様々な魅力を広く発信していただいております。

以上です。

- 川島 要委員 それでは、新しく交代された方というのはそんなにまだ実績というのは、評価するほどの実績はまだないということでしょうか。

- 相良康二観光交流課長 後任になりました隊員につきましては、なかなかコロナ禍という状況で厳しい、今、状況で、イベント開催等も厳しい中なんですけれども、開催され

たイベントには参加しまして、また、自ら独自のダンスイベントも開催をしております。これからアフターコロナということで、我々のほうも期待をしているところであります。以上です。

○川島 要委員 前任の方は釣りを介して、かなり話題性に富んだ事業をやっていたと思うんですけども、後任の方というのは、それでは、ダンスを通じて焼津をPRしていくという目標設定でやっていらっしゃるということによろしいですか。

○相良康二観光交流課長 後任の隊員につきましては、自分の得意分野がダンスということでダンスイベント等を開催して、今年度に入りましたら、公民館での講座等、積極的に参加、主催しております、実施していますので、そういった面で交流人口拡大に寄与したいというふうに活動しております。

以上です。

○川島 要委員 ありがとうございます。

本当に様々な視点で焼津を掘り起こし、また、新しい魅力発見のために尽力をしていただけることを期待いたしまして、質疑を終わります。

○渋谷英彦委員長 では、次、5番、内田委員。

○内田修司委員 私のほうから、歳出5款1項1目労働諸費のうちの焼津にTURNリクルートサポート事業費についてお伺いいたします。

説明資料のほうで、オンラインバスツアーをやらせて参加者13名ということなんですけど、その後の追跡調査、追跡調査といっても、やられたのが年度末で、恐らく2年生とか3年生ぐらいですので、実績的にはこれから出るのかなと思うんですけど、そこら辺はどうなっているのかを教えてください。

あと、これはオンラインでやられているというところは、昨年度、新規ということじゃないかなと思うんですけど、新規事業の効果測定とか評価についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○海野真彦商工課長 内田委員の御質疑にお答えいたします。

焼津にTURNリクルートサポート事業費につきましては、企業訪問オンラインバスツアーを令和3年2月25日に実施いたしまして、13名の学生の参加がございました。訪問した企業は市内企業5社でございます。

コロナ禍におきまして、学生の就職活動や企業の採用活動に影響が出る中、学生と企業のマッチング支援を目的といたしましてオンライン形式による企業訪問を実施いたしました。このイベントでは、学生が気軽に参加できるように、リアルなバスツアーを模しまして、バスガイド役のファシリテーターが学生と企業を会話でつなぎ、企業訪問の間には、焼津にまつわるクイズや焼津で働くことをイメージしたプロモーション動画を流すなど、学生が飽きない工夫をいたしました。

企業訪問では、1社30分程度の枠で働く現場から生中継でつなぎ、従業員の作業現場や執務室から企業の事業概要などを社員の生の声でリアルタイムで紹介するとともに、事前録画した会社案内と組み合わせて配信をいたしました。通常会社訪問ではなかなか見学できない建設現場なども、オンラインにしたことで見学可能となった部分もあり、学生からは働くイメージを具体的に確かむことができたとの好評を得ております。

企業訪問の後には、参加企業と学生の座談会を行うことで参加型のオンラインイベン

トとし、学生と企業の交流の場を提供いたしました。

今回のイベントにつきましては、参加いただいた企業からも、コロナ禍において学生に寄り添った新しい企画として評価をいただきました。

なお、内田委員からのお話もございましたとおり、当イベントにつきましては大学の3年生以下を対象としたことから、就職にまで至った学生の数今年度末までに報告を受けることになってございます。

以上でございます。

- 内田修司委員 今、説明を聞いて、非常に、オンラインなんだけど実際に現地で参加するようなバスツアーに近いものをしていただけた、こういう企画だったということがよく分かりました。

参加人数が13名ということで、若干、もうちょっと参加してもらいたいなというところなんですけど、参加者の募集等は、この企画を含めて委託をされていると思うんですけど、そういうことですね。

- 海野真彦商工課長 この企画の学生への周知でございますが、商工課のホームページ、商工課のフェイスブック、広報やいづはもちろんのこと、首都圏とか中京圏の大学、短大、専門学校、1,137校に対してチラシを配布しましたり、市内の公共機関チラシの配布、あと、しずおか焼津信用金庫様の各支店のポスターの掲示、あとは委託業務を請け負った会社から直接ほかの関係機関への周知であるとか、いろいろやった結果13名となりましたけれども、予約数につきましては26名の予約があったんですが、当日、何らかの理由で参加できないということがございまして、結果的に13名となったようでございます。

以上でございます。

- 内田修司委員 いろいろ工夫された中で参加者13名ということで、非常に頑張っておられる中で若干参加者が少ないというところかなと思います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大もあって、恐らく今年度も同様な状況じゃないかと思いますが、こういったことを工夫してやられていくことによって、焼津に就職してくれる方が増えるということを期待しておりますので、また頑張ってやっていただきたいと思います。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 次、6番、岡田委員。

- 岡田光正委員 同じ質疑でございます。

内容につきましては、今、十分理解できましたので、それでよろしいかなと思います。

ただ、現在、コロナ禍にあって、オンラインバスツアー、基本的に、焼津へ戻ってくる、こういう人間を少しでも多くする、そして、焼津の企業に就職していただく、これを、当初の目標を忘れないように、ぜひともこの企画を広げられるような、参加企業が増えていくような取組をお願いしたいと思います。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、7番、鈴木委員。

- 鈴木浩己副委員長 了解です。

- 渋谷英彦委員長 では、8番、杉田委員。

○杉田源太郎委員 6款1項3目、担い手育成総合対策事業費についてお伺いします。

まず、新規就農者が6名、その年代層、それから、農業の種類、どういうところに就いたのか、その事業費の内訳についてお伺いします。

そして、2番目に、担い手の申請、今回は6名とありますが、それ以外にもあったのか。そして、新規の6名について、どのような評価というか、どのように活動されているかをお伺いいたします。

○滝 昌明農政課長 お答えします。

まず、認定新規就農者の年代についてですけれども、30代の方が3名、40代が3名となっております。

営農の種類につきましては、施設栽培のイチゴが4名、路地野菜が2名でキャベツとかレタス等を栽培しております。

事業費の内訳につきましては、認定新規就農者への支援として、農業次世代人材投資資金が658万2,105円、焼津市新規就農者サポート事業補助金が20万円です。その他としまして、焼津農業支援センター業務委託が284万7,900円、就農計画認定審査会費と委員の謝礼が5,000円、消費・安全対策事業交付金が44万8,000円です。

次に、申請が今回の6名以外にもあったのかということについてです。

新規就農に関します相談は毎年10件程度ありますが、実際に申請をされる方は1名前後となっております。

農業次世代人材投資資金は、認定新規就農者に対し、最長5年間、交付されるもので、6名の方は以前に申請を行い、継続して交付を受けております。令和2年度の認定新規就農者への申請は1件でありました。この方は今年度より交付を受けております。

6名の認定新規就農者をどのように評価しているかということについてです。

認定新規就農者に対しましては、県、JA、市の担当が年4回の営農状況の確認や指導を行っております。6名のうち3名の方は、現在認定農業者に認定をされまして、残りの3名の方につきましては、人によって営農状況にばらつきはありますが、おおむね順調に営農をしております。

現在までに、焼津市において認定新規就農者に認定された方は、その後、全員が認定農業者に認定をされておりますので、3名の方につきましても、認定の期間が終了した後、認定農業者に認定されるよう、関係機関と連携して支援や指導を行ってまいります。

以上です。

○杉田源太郎委員 ずっと継続的にやっていただいているということで、よく分かりました。

ちょっとお伺いしますが、応募された方の今までの職業の経験だとか、30代40代の方が3名ずつだということなんですけど、そういうほかの応募された方なども含めて、どのような経歴というか、農業に関係したことはやっていたのか、やっていなかったのか。

○滝 昌明農政課長 認定新規就農者に応募された方の経歴についてですけど、ほとんどの方が今まで農業には携わっていなかったという方です。

以上です。

○杉田源太郎委員 そうしたら分かりました。その方たちというのは、市内在住の方です

か。それとも市外ですか。

○滝 昌明農政課長 市内在住の方と市外在住の方、両方がおります。ただ、焼津市で営農をされているという方です。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、9番、岡田委員。

○岡田光正委員 それでは、続きまして、6款1項3目の強い農業・担い手づくり総合支援事業費8,192万9,000円について聞きたいと思います。

この農業振興費が補正でもってマイナスの5,163万6,000円、そうした中で、逆に当初予算2,420万円に対して大幅に増加しています。これ、途中の補正予算でどうなのかなと思って見てみたら、これについて何もなかったものですから、これ、どうしてこういう形になったのか、この中で動かすの、どのような形でこの科目が変わっていったのか、教えていただけますか。

○滝 昌明農政課長 お答えします。

補正予算では、去年の11月の補正で、こちらにつきましては補正をさせていただいております。

強い農業・担い手づくり総合支援事業は、ネギの生産を行う経営体が国庫補助を受けて実施する栽培施設と加工施設の建設について、当初は産地生産基盤パワーアップ事業で計画していたものを強い農業・担い手づくり総合支援事業に切り替えて要望したことによるものです。

以上です。

○岡田光正委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、10番、杉田委員。

○杉田源太郎委員 6款1項4目、土地改良事業等負担金、この中で、国営土地改良・県営かんがい排水事業等の地元負担等の地元負担金が主で、土地改良事業の円滑な推進とあります。焼津市内で行われた事業についてどんなものがあるか、お聞かせください。

2番、市内のかんがい排水事業に対する市民要望はどの程度ありましたか。

3番、大井川土地改良区から実施された事業についての結果・経過報告は、今、おっしゃることはありますか。

○滝 昌明農政課長 お答えします。

焼津市内で行われた土地改良事業についてですが、土地改良事業等負担金は、老朽化をしました大井川用水の幹線水路や取水施設等を国営事業や県営事業により再整備をしたことに対する負担金で、主な施工箇所は市外であります。市内では、大井川地区の志太幹線水路と大井川20号水路、21号水路、それから、東益津地区の焼津1号水路と3号水路で再整備を実施しております。

かんがい排水事業に対する市民要望についてですが、令和2年度の要望件数は3件ありました。過去5年間では32件の水路や堰などの改良要望がありました。

大井川土地改良区からの経過報告についてですが、大井川土地改良区の自治会等において、大井川土地改良区が実施する事業についての報告を受けております。

以上です。

○杉田源太郎委員 報告は受けている、農業に絡んでいる方については、川というか、用

水というか、それがどこの担当になるかというのがよく分からない人が、私もそうですけど、あって、この前、第19号台風のときもそうだったんですけど、川があふれていると、そのあふれている、そこに入ってくる場所、そこが用水であると、そこは農政の管轄、ここからここが市の管轄、それから、ここから大きくなると2級河川になるもので県の管轄、その辺が分からないと、一般市民として、これ、どこに訴えていいかというのがなかなか分からないんじゃないかなと思うんですよ。

そういうときに、今、自治会のほうに、その地域の問題点があった場合には報告をしているということでもいいんですか。私がたまたま聞いた人は、何も報告を聞いていなかった、あるいは、回覧か何かが回って分からなかったと、そういうことなんです。

○滝 昌明農政課長 お答えします。

水路の管理につきましては、市の中で明確にどこが農政課、どこが河川課という区分けがないものですから、実際のところは、用水路については農政課が管理をしております。排水路については河川課の管理という形になっておりますけど、市民の方につきましては、その区分けというものが分からないものですから、農政課でも河川課でも、話をいただければ、あと内部のほうで調整をしますし、もし大井川土地改良区の管理の水路であれば、市のほうから大井川土地改良区のほうへ話をさせていただきます。

それで、回答につきましては、その担当部署のほうから回答するようにしているところであります。

自治会からの要望につきましては、同じように担当部署のほうで回答をさせていただいております。

以上です。

○杉田源太郎委員 具体的なあれになりますけど、大井川の田中川か、あそこのところの150号線にぶつかる前のところの水門について、土地改良区だということでそちらのほうに要請をしたんですけど、そのことについてどんなふうな経過になっていたという報告は来ていますか。

○滝 昌明農政課長 大井川土地改良区が管理している田中川の水門についてですけど、そちらのほうは、今、大井川土地改良区のほうで改良について検討しているという報告はいただいております。具体的に、いつ、どういうことをするというところまではまだ決まっておりません。

以上です。

○杉田源太郎委員 報告は来ているの。

○滝 昌明農政課長 そうですね。

○渋谷英彦委員長 次、11番、松島委員。

○松島和久委員 それでは、質疑させていただきます。

6款2項2目、さかなセンター活性化対策事業費について伺います。

概要説明書109ページ、110ページに説明があります。①から④までで、活性化の対策について講じられているんですが、その中の立ち寄りバスの実績はどうか。

また、誘客事業の実績について、運営会社からはどのような報告を受けているのか、伺います。

○杉山佳丈水産振興課長 まず、1点目の立ち寄りバスの実績につきましては、令和2年

度の観光バスの実績は1,009台でありました。令和元年度の9,818台と比較して大きく減少しております。これにつきましては、県境をまたいだ移動が自粛されたことが主な要因となっておりますが、全国の観光施設と同様に、大変厳しい状況になったということをご報告を管理会社の株式会社焼津水産振興センターから報告を受けているところでございます。

次の2点目の誘客促進事業の実績でございますが、こちらにつきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、さかなセンターまつりなど、予定をしておりました集客イベントは実施をできませんでしたが、新たな取組といたしまして、ECサイトを令和2年6月に開設をいたしまして、多様な販路の確保を図ることによって、たな子の支援につながっており、今後もECサイト内の取扱い商品数の増加を図りつつ、積極的に展開をしていきたいというような報告を振興センターのほうからは受けております。

- 松島和久委員 ただいま報告がありましたように、私も近くに住んでおりますので、バスがほとんど来ないという状況を目の当たりにしておりました。

各、中の店舗さんにすると、非常にお客様が少ない中で苦勞しながらやっている、対策として、ふるさと納税、あるいは、いろんな形での対策も立てているようですが、それでもなかなか大変であるというようなことも聞いております。

それで、バスがこういう状況で県外からの移動は当然ないわけで、これはしょうがないことなんですけど、誘客事業という中で、今、お話、聞きましたけれども、例えば、地元の市内あるいは近隣市町からの誘客なんていうのもあってもいいのかなというふうに考えているところであります。

アフターコロナも含めまして、現在、支援策として市として応援できること、何か対策があるようでしたら、お考えがあるようでしたら伺いたいと思います。

- 杉山佳丈水産振興課長 委員のおっしゃるとおり、これまでの観光客を中心とした誘客活動というものにつきましては、やはり見直す必要があるのかなというところで、個人客に対するアプローチというものに関しましては、先ほど申し上げました管理会社であります水産振興センターにつきましても認識をしておりまして、そういったアプローチをしていくということが今年度の事業計画でも載っております。そうした活動がより有効にできるように、市の持つておりますノウハウやアイデアなんかも積極的に振興センターのほうに提供させていただいて、魅力的な誘客活動ができるよう、今年度、実施をしていきたいということで、度々水産振興センターのほうは訪問させていただいて、会話のほうは継続をさせていただいておりますので、そういった支援をこれからもしていきたいというふうに考えております。

- 松島和久委員 心強い御答弁をいただきまして、やはり振興センターのほうも、運営会社としていろいろやっているようなんですけれども、なかなかまだまだノウハウも足りない部分がありますので、ぜひ焼津市のほうも、こちらのほうで協力しながらやっていただきたいなというふうに思います。

以上で質疑を終わります。

- 渋谷英彦委員長 では、次、12番、鈴木委員。

- 鈴木浩己副委員長 今、松島委員のほうから、バスの実績ですとか、あるいは誘客事業についての質疑で御答弁をいただきましたけれども、そうした中で、バスの台数が相当

激減しているという、そういう傾向にあるわけなんですけれども、さかなセンターの中を歩いてみますと、やっぱり空き店舗が最近目立つようになってきたわけなんです、令和2年度で閉店ですとか、あるいは廃業をされた店舗の状況についてお伺いをいたします。

- 杉山佳丈水産振興課長 令和2年度内で退店や廃業をされた店舗の状況でございますが、センター棟におきましては、新規入店が1店舗ございましたが、9店が退店をいたしました。

また、北側にサービス棟がありますけれども、そちらにおいても2店の退店がありまして、計で11店の退店があったというところでございます。

- 鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

11店の退店ということですが、そもそもセンター棟、サービス棟、合わせて何店舗のテナントというんですか、枠があるんですか。

- 杉山佳丈水産振興課長 センター棟につきましては66の区画がございます。また、サービス棟につきましては14の区画がございますので、合わせて80の区画がございますが、現在、そのうち19の区画が空いているという状況でございます。

- 鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

結構空いているということで、さかなセンターというのは、やっぱり焼津の観光にとって一番の顔になるわけで、当然、松島委員のほうからも、アフターコロナをにらんだ市として応援できることはということで御質疑があったわけなんですけれども、アフターコロナの時代にこれから入っていったときに、お客の立場として、空き店舗が目立っているようなところだと、どうしても活気という部分では大丈夫かいという、そういうふうな思いをされるお客もいるかなというふうに思うんですけれども、第3セクターとしての市との位置づけとして限界はあると思うんですけれども、市として個店が退店をしない取組であるとか、あるいは空き店舗に新たに入店をしてくださる方を何とか連れてくるような取組だとか、そういう御検討というのはされておりますでしょうか。

- 杉山佳丈水産振興課長 確かに、空き店舗がありますと、さかなセンターのイメージというのが悪いかなというところもございます。その認識は当然、水産振興センターも持っております。なるべく空き店舗を埋めるように営業活動はしていただいていると聞いております。それに関しましては、市としましても、いろいろコネクションもございますので、またそういったコネクション、産業界とのつながりなども活かしながら、紹介できるものについては紹介しているというところでございますが、なかなか今は難しいという状況がございます。

最も重要なのは、いかにさなセンターに人を呼んでくるかということかなと思います。先ほども申し上げましたが、個人客に対するアプローチは非常に重要でございますので、例えばでございますが、中部5市2町は生活圏を1つにしておりますので、そういったところに対するPR事業を積極的に展開していくというようなアイデアもこちらのほうから提供させていただいておりますし、また、付け加えて申し上げるとすれば、今、我々水産振興課のほうで、スマホや携帯の位置情報から、さかなセンターにどういった地域からどういった属性の方々がいらっしゃっているのかというところの情報を、今、取りまとめているところでございます。そういった情報をさかなセンターに提供さ

せていただいて、より効果的な事業が展開できないかというところには準備を進めているところでございますので、アフターコロナを見据えてという点では、そういった情報の活用ということも有効になるのかなと思いますので、併せてやっていきたいなというふうに思っております。

○渋谷英彦委員長 では、次、13番、村松委員。

○村松幸昌委員 それでは、資料の112ページから113ページにかけて、アクアスやいづ管理運営事業費です。

ここについて、新型コロナウイルス感染症の影響もあるのかもしれませんが、減少の原因の分析をして、どういうふうに見解を持っていますかというのが1番。

2番が施設の利用会員から、故障によりなかなか特定したものが使いにくくて困っているよというような話を私、聞きます。指定管理者からそのような報告が市のほうに上がっているのかどうかというのと、それと、平成18年7月19日にこの施設はオープンしているんですね。相当な年数が、15年以上たっていますので、この辺について、年度中にこの施設の大規模修繕等々の必要性、またはその辺の検討をしたかどうか、その辺を伺います。

○岩ヶ谷佳史漁港振興課長 それでは、村松委員の御質疑にお答えいたします。

まず、利用者数の減少につきましては、平成29年度以降、市内に24時間営業のスポーツジムが相次いで開業したことに加えまして、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、第一波のときに営業自粛を行ったこともあり、利用者数が大幅に減少いたしました。

今年に入り、首都圏等への緊急事態宣言の発令がありましたが、利用者数及び会員数については本年7月まで順調に伸びていたところですが、8月になりますと、第5波の影響によりまして、まん延防止等重点措置地域の指定や、緊急事態宣言の発令による営業時間の短縮要請があり、利用者数は減少しております。

現在は新規感染者数が一時期よりも落ち着いてはいるものの、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が長引くこととなりますと、今年度についても大幅な利用者数の増加は厳しい状況と思われまます。

このコロナ禍におきましても指定管理者は様々な営業努力をしております、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染防止対策をしっかりと行っていくことと、アクアスはプールを含め、タラソテラピーなどの深層水を利用した近隣にはない施設なので、その強みを活かし、多くの市民に利用してもらうため、指定管理者と協力し、適切な維持管理と運用をしていくことが基本になると考えております。

次に、施設設備の故障等の報告についてですが、アクアスは開館から15年が経過し、また、塩分を含む深層水を扱う施設ということで修繕箇所が多くなってきており、利用者の方には御不便をおかけしているところであります。

施設の設備の不具合につきましては、スタッフが確認するものと、利用者からの報告やアンケートからの情報などがあります。それにより、早急に修繕が必要な場合は指定管理者から連絡を受け、市職員がすぐに現場に赴き、状況を確認後、迅速に対応しております。

また、毎月1回、指定管理者との調整会議を行っており、運営状況や設備関係の状況

確認を併せて実施しております。

次に、大規模な修繕についてですが、施設の修繕については、定期的に部品等を交換する必要がある設備は、あらかじめ交換時期を把握し、毎年計画的に修繕等を実施しております。

また、建物設備等の修繕は、指定管理者の意見を聞きながら、緊急度を考慮し、なるべく計画的に実施できるようにしております。しかし、塩分を含む深層水を使用しているため、通常に比べ腐食の進行が早く、突発的な修繕も出てきてしまうのが現状であります。大規模な修繕については、公共施設保全計画実施プログラムにより実施しており、令和元年度には外装タイル及び内装の改修を行いました。令和2年度には、緊急に9月補正で対応していただき、受水・送水・貯湯槽の交換工事を実施しております。今年度のプログラムによりまして熱源循環ポンプ2基を修繕し、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、換気設備の修繕を行いました。今後も計画的に修繕を行い、また、緊急に修繕等が必要なものは迅速に対応していくよう努めてまいります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○村松幸昌委員 細かい説明をいただきました。

私、数少ないこのメンバーなんです。プールだけ使うんですけれども、約5,000円弱、毎月払って使っています。ほとんどの利用者の約8割ぐらいが我々くらいの年齢なんです。それで、これは最初に、平成18年7月にオープンする前、岩手県の宮古市に同じような施設、これ、津波で流れちゃったんですけれども、この施設がやったときに、高齢化だから利用する人がお年寄りが多くなりますよというような助言をいただいて、介護予防サービスも入れて、今、それが延々と続いているというのが非常にありがたいくて、これは今、指定管理者のブルーアースが一生懸命やってくれている、スタッフも本当に一生懸命やってくれているんですけれども、今、課長からお話があった外回りとか、機械とか何かあるんですけれども、中にあるそれぞれの部材というんですかね、ユーザーが使うようなところに故障が起きていますので、その辺もぜひぜひお力をいただいて、見ていただきたいなというふうに思っています。

それと、この前、ずっと連休から、新型コロナウイルス感染症になってすごくあそこの周りに釣り客が増えました。県外とか、いっぱい来て、それで、それぞれの人がこの建物は一体何だろうねってぶつぶつ言いながら見ている人がいっぱいいます。というのは、やはり外向きにこの施設はこういう施設だよというようなPRのものも少ないのかなと思っています。

そんなところ、この前、私も使わせてもらったときに、ある御婦人がいまして、静岡市の人でした。どこから来たんですか、この人、奥さんが言うのに、こんな安い施設、いい施設があるのに、焼津市民の人って何で使わないのかね、これ、私、ビジターで1,000円もしないんだけど、もっと使えばいいのにといいことを言っていて、確かにその奥さんはたまに、メンバーじゃないんだけどビジターで来るというふうな形がありますので、そういうふうなものPRして発掘していただければいいのかなというふうに思っていますので、まず、いわゆる会員の意見を聞いていただいて、それぞれのもものがもう少し開設当時のものに戻ればいいなと思っています。

ただ、1つ、私もこの辺のことは、昔、仕事でやらせてもらったんですけれども、水

というのが非常に大変で、特に塩水を使うというのは非常にやっかいで、故障ばかりなんですよね。だけど、一定のレベルで運営していただいているということは市のほうの担当者と指定管理者の努力というのは非常に私、高く評価しているんですけども、ここはもう少し、今、故障しちゃって使えないものも1か所あります。これは聞いてくれりゃ分かると思いますけど、それも非常に電気系統が駄目なのか、そのもの自体が駄目なのか、修理するにはあそこにある大きな水を全部抜いて、10日も2週間も休まないかんというような修理になると思いますけれども、それ、どうするのかというような難しい問題もあるんですけど、何とか利用者の便に、使いやすいような形にしてくれればいいと思います。

あそこ、私も行くんですけど、市役所のOBの皆さんが非常にたくさんいます。私も本当は、あんまり言いたくないんですけども、やっぱし言って、その辺の皆さんの忌憚のない声を聞いて届けるというのも仕事かなと思って今日あえてここに出させてもらいましたけど、そんなことがあるということで、よろしくをお願いします。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、続きまして、14番、村松委員。

○村松幸昌委員 それでは、続きまして、資料の114ページです。

ここは令和2年ですので、令和3年にターントクルこども館や新庁舎完成を視野に入れた令和2年度事業実績とその評価を伺います。

○海野真彦商工課長 村松委員の御質疑にお答えいたします。

中心市街地活性化事業費につきましては、中心市街地における空き店舗の利活用に係る事業費が主なものでございまして、令和2年度の実績は、店舗の改修費でございまして空き店舗利活用改修費補助金が3件、家賃補助でございまして空き店舗利活用補助金が8件となりました。

焼津市内5商店街、駅前、昭和、神武、西町、ゴールデン街におきます店舗数及び空き店舗数は、令和元年度の調査によりますと、区画335件中、空き店舗は42軒となっております。

そのうち、駅前通り商店街につきましては、区画90件中、空き店舗は18軒となっておりますが、本年度、調査を行ったところ、空き店舗は9軒減少し9軒となっております。これはターントクルこども館や新庁舎建設に伴い、焼津駅前エリアにおける人流の増加やポストコロナを見据えた出店を希望する事業者が増えたことによるものと考えられます。本年度におきましても、同エリアにおきます空き店舗利活用補助金の問合せを非常に多くいただいているところでございます。

そのため、この機を捉え、本定例会において補正予算を計上させていただき、既存の家賃・改修費補助予算の増額措置に加えて、新築店舗に対する補助や、現在住居となっている店舗の分離改修補助を新設し、飲食店や小売店などの出店を促し、多世代が日中に訪れ、滞留できるような中心市街地のにぎわい創出の一助となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 課長、決算をやっているからね、頼むよ。

○村松幸昌委員 元気の出るお答えをいただきました。

私も、本当に近くに住んでいるものですから、毎日のようにあそこの通り、駅前通りなんですけれども、変わっているな、この勢いが続くと昭和通りも神武通りも、あの辺も変わっていくなというふうな予感がするんですけれども、昔のにぎわいが戻りつつあるなと思っています。

昔から言われているように、商店街の活性化は、よそ者、若者、それと、そこにいたばか者が、この3人が、3つがかみ合うと活性化するというのはよく言われていまして、よそ者と若者が今、来始めていますので、あと地元がどのくらい盛り上げるかなというふうに思っています。

そのところで、今、ここで焼津市が中心市街地活性化ということでいろんな意見をいただきながら一生懸命、切磋琢磨してやっていた実績が出てきたかなというふうに思っています。そうすると、この辺について、計画の見直し等々を考えるというようなこと、活性化事業の中身の検証とか、この辺はどういうふうに考えています、令和2年度までの事業で。

○海野真彦商工課長 これまでの中心市街地活性化推進計画の内容を踏まえ、今後、その延長線上でやっていきたいと考えてございまして、現在では、飲食店、あと小売業、生鮮食品など、誘致に努めてまいりたいと考えてございます。

○村松幸昌委員 やはりお客さんが焼津に来たときに一番困るのは駅前に食べる場所がないという形ですので、今、食べる場所が増えてきていますので、ばらばら、非常に効果が出るのかなと思っています。当然、新型コロナウイルス感染症が明ければ、こども館もあるし、新庁舎もあるし、行政の視察なんかがいっぱい来ると思うんですよね。その機を逃がさないような形で、また今後もお願いをしたいと思うんですけれども、私的には、令和2年度までの事業を見せていただいて、今まではよく点から線に、線から面にとという形で、今、面をやっていますので、逆に、一遍、今度、商店街の線に落とし込むとか、商店街で一生懸命やっている点の個店に力を入れるような形もぜひ検討願えればと思っています。

以上です。終わります。

○渋谷英彦委員長 では、15番、川島委員。

○川島 要委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 16番、石原委員。

○石原孝之委員 7款1項2目、中心市街地活性化事業に関して伺います。

1、中心市街地の店舗数と空き店舗数を伺います。

2、市は中心市街地活性化したいと考えていますが、中心市街地はどのような特色を出したいか、明確にしているか、教えてください。

○海野真彦商工課長 石原委員の御質疑にお答えいたします。

まず最初に、空き店舗の数でございますが、先ほど申し上げたとおり、市内の5商店街における空き店舗数につきましては、令和元年度の調査によると区画335件中、空き店舗が42軒となっておりました。

そのうち、駅前通り商店街につきましては、区画90件中、空き店舗は18軒となっておりました。本年度、調査を行ったところ、空き店舗は9軒減少し9軒となっておりました。

それと、中心市街地の特色についてでございますが、こちらについても、飲食店や小売店、生鮮食品などの小売店などの出店を促しまして、多世代が日中に訪れて滞留できるような中心市街地にというような形で考えてございます。

- 石原孝之委員 まだ多世代というところとか、生鮮とか、その辺がもう少し具体的な1本の矢というか、そういったものがあると、もっと特色に磨きがかかるのかなと思うんですけど、具体的には誰かベンチマークだったりとか、意見を伺ったりとか、こういった動きというのはどういう形で今、調査をしていますか。新しい情報の収集とか、次のイノベーションというか、そういった意見交換をしてどういう感じでやっているか、お伺いします。
- 海野真彦商工課長 出店を希望される方がかなりございますので、そちらの方々からいろんな意見を聞いたり、あと、既存の商店街の店主さんから意見を聞いたり、そのような形で意見収集をさせていただきます。
- 石原孝之委員 最近、近年のいろんな地域活性化を見ると、コーディネーターがちゃんとして、一人一人に聞くといろんな意見を言いますので、やはりそれにたけている方、全国にはたくさんいますので、そういった方にまた取りまとめてもらったりとか、コーディネートしてもらうことで研ぎ澄まされた地域、中心市街地というのを、思い描いた方向、ベクトルを一緒に向かないと、やっぱり商店街、一丸となるということが大事かなと思っていますので、またその辺もよろしくお願ひします。これからも注目していきたいと思ひますのでお願ひします。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、暫時休憩いたします。10時10分、再開いたします。

休憩（9：59～10：09）

- 渋谷英彦委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

17番、村松委員。

- 村松幸昌委員 それでは、お尋ねをします。

中心市街地にぎわい創出事業の件でございます。ここにつきましては、イルミネーションという事業をやっているわけでございますけれども、これについてのお尋ねをさせていただきます。

ここの市民からの声とその評価をどういうふうにかけているのか、まず最初に1番としてお尋ねします。

それと、駅前と小石川のところ、設置場所も含めた効果測定と検証の結果をお尋ねします。

- 海野真彦商工課長 村松委員の御質疑にお答えいたします。

イルミネーション事業は、中部5市2町連携事業として、JR沿線の静岡市、島田市、藤枝市、焼津市がそれぞれ各駅周辺にイルミネーションを施し、一体的にPRすることで各駅周辺のにぎわいの創出を図るものでございます。

令和2年度の本事業開催期間中、焼津駅のイルミネーションを見に訪れた方を対象にしたアンケート調査では、約88%の方から満足、またはやや満足との回答がございまし

て、昨年同等の評価をいただき、おおむね好評であったものと考えてございます。

テーマを幻想的な空間の創出として、JR焼津駅南口の足湯前やシーテラス、バスターミナル、シーガルブリッジと、青を基調としたイルミネーションを集中的に施し、駅などの利用者等への焼津らしさを感じる空間の創出を図りました。

また、イルミネーションに隠れるやいちゃんパネルを探し、写真を撮って送ると焼津の特産品がプレゼントされる企画も御用意いたしまして、見るだけでなく、家族などで楽しめる空間づくりを用意いたしました。

経費の内訳につきましては、999万9,000円の委託料のうち、告知や点灯式、プロモーション費用として約200万円を用いて多くの方への周知を図りまして、各種の装飾の材料費、制作費、施工費などについては約800万円弱を充ててございます。

今年度につきましては、子どもを中心とした多世代交流をテーマとしたターントクルこども館が中心市街地にオープンしたことを契機に、このエリア一体を、希望を持つ新しい焼津の発進基地として、同施設と駅前商店街を一体的に盛り上げるライトアップ事業を計画し、現在、準備を進めているところでございます。

駅から続く駅前商店街にもライトアップを施し、メインとなるターントクルこども館へ誘導します。加えて、子どもや家族でできる様々なイベントも実施し、光で集い、光で遊び、光で学ぶ市民参加型のライトアップイルミネーションを行う予定でございます。

以上でございます。

○村松幸昌委員 分かりました。

今年、当然、テーマも若干変わってくるのかなと思って楽しみにしています。

毎年、あそこが、駅前通りのちょっと外れたところにあります西宮神社の宵宮の日に点灯式があるものですから、今度はまた直近のこども館のところでやるとなると、人の出も、新型コロナウイルス感染症も明けるといような状況ですので、非常に期待をしているところでございます。

ですので、JRを使って近在からも来てもらうようなことも頭に入れながら、事業をやっていただきたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、18番、岡田委員。

○岡田光正委員 内容につきましては十分理解できましたが、私、10年前から申し上げていますが、点灯したところが藤枝、静岡、それぞれと比較してみれば、点灯した時間には商店街は真っ暗だと、これじゃ人は行かないよ。確かに、先ほど、アンケート等で物についての評価はいいのかもしれませんが。しかしながら、今、多少期待ができると言ったんだけど、ターントクルこども館、夜間にあそこへ人を集めようというような形になるんですね。だから、それが、じゃ、一日二日で終わってしまうんじゃない、いわゆるこの期間、効果的にできるようなもの、こういったものも含めて考えていただかないと、この事業、1,000万円も使うお金です。ですから、当然、静岡から来るのは大変だけれども、それなりの効果を期待したい。

藤枝みたいに、場合によったら、商店街に一体化された資金的な対応も、藤枝の場合には、南側の商店街の人たちが非常に、お金まで出してくれるというような状況になっていますね。それに従って協力をしていく関係で人と人の出が違うということを十分御

理解いただいて、ぜひ成果が上がるようお願いをしたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、19番、青島委員。

○青島悦世委員 7款1項2目、インフォメーション設置運営事業費、このインフォメーション設置運営事業費の支出の内訳があるようでしたら、その内訳を教えてください。

それと、利用状況について御説明願います。

○相良康二観光交流課長 青島委員にお答えします。

まず、支出の内容についてですけれども、案内業務を行っています会計年度任用職員3名分の人件費、あと駅舎の占用料、あと電話料、電気料などが支出となっております。

利用状況につきましては、令和元年度までにつきましては、年間、約6,500人の利用実績がありました。令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によりまして、年間約2,500人の利用となっております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 次、20番、深田委員。

○深田百合子委員 生活応援利用券発行支援事業費について伺います。

- 1、事業費の負担割合と内訳。
- 2、どこチケ見込み人数、枚数に対する配布した人数と枚数。
- 3、電話申請とネット申請の状況。
- 4、地域経済の振興発展の効果。
- 5、市民サービス充実の観点からの効果はどうか。

以上、伺います。

○海野真彦商工課長 深田委員の御質疑にお答えいたします。

生活応援利用券発行支援事業は、国の新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を財源といたしまして、1セット2,000円、額面3,000円のどこでもチケット3000、3万セット分、9万枚を御用意いたしまして、1人3セットを上限とし、電話とインターネットで予約販売を行ったものでございます。

なお、国の臨時交付金の額を利用権の換金額精算前に確定する必要があったことから、決算額の一部、57万円余は市単費となっております。

販売の見込み人数につきましては、一人当たりの上限を3セットとしたことから、購入する全て、希望する全ての方が3セット購入した場合、1万人の方に販売する計算となります。

販売方法につきましては、コロナ禍において感染防止の観点から3密になることのないよう、新たな試みとしてインターネットと専用電話による受付を実施いたしました。インターネットでは、1万2,794件、3万7,714セット申込み中、抽せんにより6,779件、2万セット、電話では1万セット先着順でございましたが、インターネットとの重複者もございまして、3,399件、9,940セット、合計で1万178件、2万9,940セット、8万9,820枚の申請を受け付けました。

地域経済の振興や市民サービス充実の観点からの効果でございますが、本事業を実施することにより、利用期間である7月10日から12月31日までの間、市内店舗において9,000万円ほどの商品券が流通いたしましたので、新型コロナウイルス感染症の拡大に

伴いまして、大きな影響を受けた小規模事業者への支援、また、市民の暮らしの応援など、市内の経済振興や消費喚起への効果があったものと考えてございます。

また、換金に訪れる事業者の方へ聞き取りを行ったところ、新規のお客が増えた、売上げが伸びたなどの意見が多かったと実行委員会より報告を受けてございます。

事業者の売上げ向上や新規顧客開拓につながったものと考えてございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 最後の質疑。

○渋谷英彦委員長 観点から効果、今、言わないっけか。

○海野真彦商工課長 効果につきましては、先ほど申し上げたとおり、9,000万円ほどの商品券が流通して、市内の経済振興、消費喚起の効果があつたと。

事業者の方からは、新規のお客が増えたとか、売上げが伸びたなどの意見がございました。ということから、事業者の売上げ向上、新規顧客開拓につながったものと考えてございます。

○深田百合子委員 事業所の立場じゃなくて、市民の立場からの効果。

○海野真彦商工課長 市民サービス充実の観点からですけれども、市民の方もお得感のある商品券を使うことで、市民の方の生活の支えになったというように考えてございます。

○深田百合子委員 それでは、3,000円のを2,000円で買えるということでお得感があるということはかなりあると思いますが、3万セット9万円分を1人3セットにした理由というのはあるんですか、3セットまで。1人2,000円のを1セット、2セットではなくて、3セットまで買えますよというふうなことが、もっと幅広く市民の、市民サービスの観点からすれば、もう少し幅広く、今、1万人ぐらい、1万178件ということの対象人数になったんですけれども、1人で1冊でしたら3万人が対象になるものですから、その辺のことをどのように考えているんですか。

○海野真彦商工課長 1人の上限セット数を考えるに当たって、1人1セットだけだと、プレミアム分が1,000円にとどまってしまうため、お得感が少なく売れ残ってしまう、そういう可能性も、リスクも考えまして、3セットまでとさせていただきました。

○深田百合子委員 これは経済効果、小規模事業所の効果のほうを重視したのではないかなと、お得感というのは、市民の立場からするとそれぞれ違うと思いますので、そういうことが感じられました。

それから、電話申請とネット申請の関係ですけれども、電話申請のほうで1万件で、ネット申請のほうで3万7,000件ですか、先ほどの件数、分からなかったんですけれども、とにかくネット申請のほうで有利になった、2万セットで、電話申請が1万セットになっていると思うんですけれども、実際にはまだインターネットを利用する方が大変多くない状況の中で、ネット申請のほうを増やしたということは何らか理由がありますか。

○海野真彦商工課長 総合的に判断して、インターネットを2万セット、それと電話予約を1万セットとさせていただきましたけれども、やはり電話がつかないという苦情というのは実際多くいただいておりますので、今後、このような、同じような事業をやる場合、そのほかにもいろんな対策を考えていきたいと考えてございます。

○深田百合子委員 去年、そういう状況だということで、どこチケの対象にならなかった人に対して、さらなる発行ができるような事業をもう一度していただきたいと言ったと

思うんですけれども、今、決算で見ると、やはり新型コロナウイルス感染症緊急対策の事業費というのは余っているんですね。だから、去年、もう一回、対象にならなかった人を対象にできたのではないかなというふうにも考えますけれども、やらなかった理由というか、何かあるんでしょうか。

○海野真彦商工課長 このどこチケの以後も、P a y P a yのキャンペーンであったり、様々な商店街、地域事業者の支援につながる対策というのは取ってまいりました。今後は、財源もございますので他の施策と総合的に判断しながら、そのときに合った事業を展開していきたいと考えてございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、21番、鈴木委員。

○鈴木浩己副委員長 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、22番、村松委員。

○村松幸昌委員 それでは、資料の118ページ、産業立地促進事業助成費です。

質疑の要旨は、当市に進出を検討する企業や既に進出していまして既存工場の拡張、市内移転を検討する企業への工業用地確保の課題など、企業誘致支援の実績を伺います。

それで、逆に、当市から撤退をしていくという話もたまたま伺いますけれども、その辺の企業の状況、過去5年等々、もしあれば数値も聞きたいということと、撤退に対する検証結果と、あればここで現状と評価を伺います。

○海野真彦商工課長 まず、大変申し訳ございませんが、主要施策概要報告書に誤りがございましたので、訂正をお願いしたいと思います。

正誤表をお配りしたとおりでございまして、報告書118ページの一番上、(10) 産業立地促進事業助成費(商工課)の7行目、交付確定3件のところ、正しくは4件でございます。大変申し訳ございませんでした。

改めまして、村松委員の御質疑にお答えをいたします。

令和2年度におきます産業立地促進事業助成費の実績は、市内への進出、移転などに対する焼津市産業立地促進事業費補助金が4件、これによる雇用増は45.5人となりました。また、これまでに進出、移転した企業への固定資産税等、相当額の補助でございまず焼津市産業立地奨励事業費補助金は22件があります。

企業誘致につきましては、これまで温暖かつ交通の便に優れた当市の立地条件に加えまして、本補助制度によりまして製造業などの誘致が大きな成果を上げてきているところでございます。

一方で、企業進出の進展によりまして、まとまった遊休地の活用が進んだことで、用地の確保が難しくなっているという課題があることから、新しい生活様式の導入に伴うリモートワークの急速な普及を受けまして、広い用地などを必要としないIT企業などの業種もターゲットとして企業誘致に取り組んでいるところでございます。

当市からの撤退企業の状況につきましては、統計上の数字は持ち合わせてございませんが、市内に立地している企業への訪問を積極的に行いまして、個別企業の状況の把握に努めております。

また、市内に工場等を有する企業の本社へのトップセールスにつきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大収束を待ち、積極的に実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○村松幸昌委員 説明、伺いました。

企業が焼津へ進出してきていただければ、当然、固定資産税、それと、償却資産等々の税収も増えます。住民がいれば、住民税等々が焼津市の貴重な税源となるわけです。

そんな中で、今まで焼津市が目指してきたところは、方向性として工場誘致というようなことです、だと思っています。そうした中で、この頃、IT関係の引き合いというのがあったのでしょうか。

○海野真彦商工課長 昨年度、こういったIT企業の誘致の事業も実施してあります。その中、3件の首都圏等のIT企業から焼津への移転を検討しているというような回答を得ておりますので、その企業に今年度、働きかけをしていく予定でございます。

以上でございます。

○村松幸昌委員 分かりました。

既に、駅前通りにもITのやっている会社が1つ、地元出身の人なんですけれども、頑張ってくれています。それで、その人の話を聞いたり、私も都内で起業している身近な者がいるものですから、聞くと、やはりIT企業は駅前に出たいと言いますよね。だから、そういうところをリストアップして紹介してくれば進出したいですと、交通のアクセスもいい、それと、とにかく首都圏に比べると家賃が安いものですから、いわゆる固定経費が安いというのが最大の魅力ですので、ぜひぜひその辺を情報発信して、それが今からの主流となっていくと思いますので、そんなことで計画して令和3年度、令和4年度にはお願いをしたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、23番、青島委員。

○青島悦世委員 7款1項2目、村松委員と同じ内容ですけれども、交付の確定が4件という修正が今ありました。新規雇用者1人に対して50万円と記載されていますけれども、新規雇用者が1人とも取れますし、進出した、何人あったのか、雇用が生まれたのかをお聞きします。

○海野真彦商工課長 雇用については45人、45.5人の増でございます。

○青島悦世委員 村松委員のほうに丁寧にお答えしたのにあったですけれども、45.5人というのはどういう表現になりますか、45.5人。

○海野真彦商工課長 端数の0.5人換算につきましては、パートタイマー、この補助金の制度上、0.5人と計算をしていることによるものでございます。

○青島悦世委員 了解。

○渋谷英彦委員長 次、24番、鈴木委員。

○鈴木浩己副委員長 続いて、企業誘致推進事業費について伺います。

令和2年度につきましては、工場立地適地調査を実施していただいたと思うんですが、詳細についてお伺いをいたします。

○海野真彦商工課長 鈴木委員の御質疑にお答えいたします。

企業誘致につきましては、これまで製造業での市内立地の進展によりましてまとまった遊休地の活用が進んだことから、先ほどもありましたとおり、用地の確保が困難となっていることを受けまして、工場立地適地調査を行いました。

調査につきましては、対象を面積が3,000平米以上で、住居系用途を除外し、農用地区域等の土地利用に関する法規制が該当しない区域を抽出いたしました。また、インターチェンジからの距離や道路網、既存工業種の連続性、都市計画マスタープランなどの上位計画における位置づけなどを考慮して、適地の調査を行いました。

その結果ですけれども、工場の誘致に適したまとまった未利用地は多くはない状況でございました。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

調査をしていただいた面積ですとか、あるいは立地に適地と認められるような土地の面積、どの程度であったでしょうか。

○海野真彦商工課長 3,000平米以上ということで抽出をしたんですけれども、具体的な面積については、今、数字を持ち合わせてございません。申し訳ございません。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。じゃ、また後日の提供をお願いいたします。

適地と認められるような土地ということで、今後、土地利用を行うための計画策定ということで報告書には記載をされているんですけれども、この計画はもう令和2年度に策定済みですか。

○海野真彦商工課長 計画は、これから適地に関して庁内の関係各課、協議を行いまして、開発の可能性を探っていきたいと考えてございますので、今年度、その方向性を検討する予定でございます。

○鈴木浩己副委員長 分かりました。

今後の話になっちゃいますけれども、進出をしてこられる企業への調査結果も含めた計画の公表ですとか、アプローチというのはどういうふうにかけていらっしゃるのか。

○海野真彦商工課長 企業さんへの周知につきましては、問合せ等がかなりございますので、その際にこういった適地も可能性があるというようなお話をさせてもらったり、あと、不動産事業者などからいろんな土地の御紹介を受けていますので、その話をしたり、今、商工課が持ち合わせている情報を適時、伝えていきたいかなと思います。

○渋谷英彦委員長 続きまして、25番、鈴木委員、お願いします。

○鈴木浩己副委員長 続いてですけれども、BCPの策定支援事業費についてお伺いをいたします。

それこそ、コロナ禍で感染症が蔓延する中でありますけれども、令和2年度交付確定が3社あったと伺っておりますけれども、この3社の事業継続計画の内容についてお伺いをいたします。

○海野真彦商工課長 鈴木委員の御質疑にお答えいたします。

令和2年度におきますBCP策定支援業務で交付確定した3件の事業継続計画につきましては、これまである災害事項等に加えまして、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響における内容も具備されておまして、自社の事業継続、従業員、家族及び顧客の安全確保、提供する商品、サービスの顧客への安定供給、加えまして、地域の復旧、復興への貢献なども盛り込まれて策定をされてございました。

これによりまして、企業さんから聞く話によりまして、金融機関や取引先からの信用力が向上するとともに、平時におけるリスク管理能力を向上させることができたという

ような御報告を受けてございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

それこそ昨年度から新型コロナウイルス感染症というのが急にクローズアップされてきたわけなんですけれども、これまで市内企業でBCPを策定された企業はたくさんあると思うんですけれども、策定をされた中に、南海トラフ巨大地震への対応だとかという、災害対応のBCPが多かったかなというふうに思うんですが、そういう既存の策定されている企業の中で、新型コロナウイルス感染症への対応とか、修正をする会社も少なくないというふうに思うんですが、例えば、そういうことで修正とかをした場合というのの手助けとか、補助とか、支援はありますでしょうか。

○海野真彦商工課長 この補助事業自体、BCP策定などに関する専門家派遣に関する経費が主なものでございますので、修正においても活用できるものであると考えています。

○鈴木浩己副委員長 分かりました。

それで、そもそも市内の企業で、これまでBCPを策定されている企業というのは、何社中何社ぐらいあるんでしょうか。

○海野真彦商工課長 今年度、市内の従業員100人以上の企業、66社にアンケートを実施してございます。その中から33社、半数から回答がございまして、そのうち策定しているが20社、策定中が5社、策定しないが8社でございました。

○鈴木浩己副委員長 分かりました。

今後、自社のことのみならず、金融機関等への信用の度合い、あるいは地域への信用の度合い等を踏まえますと、BCP策定をしているのか、していないのかという部分では、大きい要素はあるかなというふうに思うんですが、市として、今後、BCP策定のさらなる周知徹底について、どういうふうにお考えでしょうか。

○海野真彦商工課長 BCPの策定の必要性につきましては、昨年度、通常年1回、広報にBCP補助金の御案内をするんですけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けまして、さらに新型コロナウイルス感染症の対策も取っていただきたいという思いで、もう一回、2回の広報を打ちました。

あと、商工会議所とか商工会と連携して、必要性についてセミナーなどの開催を随時しているところであります。

○渋谷英彦委員長 では、引き続き、26番、鈴木委員。

○鈴木浩己副委員長 引き続きになりますけれども、お願いします。

キャッシュレス導入推進事業費について伺います。

令和2年度については、Pay Payによるポイント還元キャンペーンの事業者への導入実績というんですかね、それから、あと市内経済への効果についてお伺いをいたします。

○海野真彦商工課長 鈴木委員の御質疑にお答えいたします。

本事業は、新しい生活様式におきまして推奨されているキャッシュレス決済について、市内事業者における導入、市内での利用を促進するため、決済額に応じた20%のポイントを還元するPay Payキャンペーンを11月の1か月間、実施をいたしました。

キャンペーン実施によります事業者の実績につきましては、新たにキャッシュレス決済を導入した店舗が100店舗を超えるなど、市内のキャッシュレス決済の普及に寄与し

たものと認識をしてございます。

市内経済への効果につきましては、キャンペーン参加店舗の事業者様からは、前月に比べて盛況であったとお話は伺っております。

また、P a y P a yからの報告によりますと、キャンペーン対象店舗の取引額がキャンペーン実施前月の10月と比較しまして約380%増といった効果が出ており、投資効果はあったものと認識してございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

市内店舗、新たにP a y P a yを導入していただいた店舗が100店舗を超えた、また、市内の経済については、効果については380%増だったということでお伺いいたしました。

当然、コロナ禍によって、非接触型のお金の払い方、また、デジタル化によってこういったキャッシュレスの方向にこれから大きく向かうかなというふうに思うんですけども、特に中小とか零細、あるいは個人商店等について、なかなかデジタル化の進展に置いていかれるという部分が懸念をされるんですけども、そういった店舗がたくさん立ち並んでいらっしゃる商店街について、こういったものの普及についてどういうふうに考えるか、お伺いをいたします。

○海野真彦商工課長 現在、新たにその手の事業がございまして、静岡大学の情報学部の先生と、いろんな事業のチェックをしている中で、静岡大学情報学部の先生と学生がつくり上げたレジとか決済システムを、商店街とか小規模店舗で実証実験をするような事業を今、進めているところで、店舗も商店街とか様々な商店に個別にお声かけをしていて、その事業を進めて商店街のD X化も進めていきたいと考えてございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

その実証実験の対象となる商店街というのはどちらになりますか。

○海野真彦商工課長 市商連の、焼津市商店街連合会にお声かけをさせていただいて、この店舗はどうなのというような個別にリストをもらって、そのところに個別に働きかけを今、進めているところでございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、27番、深田委員。

○深田百合子委員 新しい生活様式対応型ビジネス導入助成事業について。

1、事業者への補助率は5分の4ですが、国、市の負担割合及び内訳。

2、お知らせの方法。

3、対象事業所数に対する申請割合。

4、業種別の申請状況。

5、補助対象経費、すみません、これは金額が、単位が間違っております、2億3,294万7,000円の詳細。

以上について伺います。

○海野真彦商工課長 深田委員の御質疑にお答えいたします。

本事業は、新しい生活様式に対応した取組を実践し、安定した事業経営に向けたチャレンジを行う事業者を支援するため、非体面型ビジネスへの業態転換や、施設の整備、改修、設備導入等の3密回避に向けた取組に必要となる経費の一部を補助する事業でございます。

国、市の負担割合についてでございますが、国が1億4,000万円、市が1,608万4,000円になってございます。

制度のお知らせにつきましては、広報やいづや市ホームページを使いまして、商工会議所、商工会や、業種の組合組織等を通じた周知や、感染拡大防止協力金等の支給を行った事業者の方への個別の直接の通知など、積極的に周知に取り組んでまいりました。

予算上は、申請件数720件の補助額1億6,000万円を見込んでございましたが、それに対して実績は、申請件数が840件、補助額1億5,608万4,000円となりました。

業種別の申請状況につきましては、飲食業、卸売・小売業、製造業、水産加工業、その他サービス業等などが主なものとなっております。

補助対象経費の内訳でございますが、プランAがECサイトの構築、セルフレジの導入、テレワーク環境の整備などが主なものとなっております。

プランBにつきましては、サーモグラフィカメラ、非接触型検温器の導入、ウイルス除去装置等の導入、パーティション、アクリルパネルの設置などが主なものとなっております。

○深田百合子委員 最後の補助対象経費2億3,294万7,000円というのは、それから助成事業費1億5,608万円を国と市の負担ですか、それを引いて、7,686万円が事業者の負担ということでしょうか。

○海野真彦商工課長 これは、県とか国の負担ではなくて、補助金の補助率に応じた負担割合になっていきますので、補助対象経費から市の補助率を引いたものが個別の事業所の負担とかというようになるものがございます。

○深田百合子委員 今、私が言った全体の補助対象経費が2億3,294万7,000円で、それから助成事業費を1億5,608万円、これが国、市の、国、県、市ですか、助成事業費で、それを引くと7,686万円になるものですから、それが自己負担、5分の4の、5分の1という数値ですか。

○海野真彦商工課長 そのとおりでございます。

○深田百合子委員 分かりました。

大分、5分の4だと助かるなという声も聞きまして、それから、この事業は、令和2年8月3日から令和3年2月28日の期間ということで行ったということですよ。お知らせの方法も、かなり細かく提供していただいたということなんですが、その後、また令和3年も再募集をやって、また今度、今回の9月にも再募集というか、新たにまた新しい生活様式のこうした助成事業というのをやっているんですけども、全体の、最初、去年の夏から840件が対象事業所になったんですけども、やっていない、やっぱりやらなくちゃいけない事業者が次から次へと出てきたということだと、出ていると思うんですが、そうなる、全体では対象事業者というのはどのくらいになるのでしょうか。

○海野真彦商工課長 対象事業者というのは、統計上の数値しかないとなっておりますので、具体的に何件が対象件数になっていて、そのうち何件がこの補助金を使っているかというのは明確にならないものと考えてございます。

○深田百合子委員 統計の数字の何%とかということを見込みとして計算して、事業費を計上したんじゃないんでしょうか。

○海野真彦商工課長 全体の統計上の数字の何%ということはこの補助金を見込んでいる

ものではございません。

○大本裕一経済部長 補足をさせていただきます。

最初の720件というのは、統計上の数字、当時、我々が想定していたものとしては飲食と宿泊、こういったものが700ございますので、これが大体主立った対象になってくるのかなということで数字を設定しました。

これについて事業を実施させていただいたところ、それをはるかに上回る数字が出てきているという状況でございます。

ここから先は今度の追加の補正の中の話になってきますけれども、新しくまた新しい生活様式のということでやらせていただいている、今回は県のほうで飲食と宿泊のところ、さらに上乘せでやらせてもらっていますので、それ以外の方を対象にということで新しくやるということで今、考えてございます。

○深田百合子委員 広報とかホームページとか、いろいろお知らせをしていただいて、それで協力金などを頂いた、申請した事業所とかにも出ていると、商工会の人にもお願いしたということで、今回、飲食店が700件を想定したということで、もう一つ、あと部長からのお話がありました事業所件数と見込んだと思うんですけども、でも、私は昨年の6月にこれをもう一度、昨年じゃなくて今年でした、今年の6月に要望があるけれどもということでお話ししましたけれども、今はやっていませんということで、その後、また第5次ですか、感染拡大が始まってしまったということで、やはり前に、去年、病院事業管理者が新型コロナウイルス感染症拡大の期間が二、三年はかかるというのを私は聞いておるんですけども、そうした小出しにするのではなくて、やはりもう少し長くやっていくということが必要だったんじゃないかなと思ったんですが、それについてはどうでしょうか。

○海野真彦商工課長 昨年度もらった補助金についても、感染状況を踏まえまして2回延長してございます。制度上、年度内に切らないと精算ができないこともございまして、一旦、昨年度、終了いたしました。

今年度につきましても、先ほど部長が申し上げたとおり、飲食店につきましては、県の補助制度が現在ございますので、そちらのほうを利用していただくということで、それ以外の事業者につきましては市のほうで補助をしていくと、そのように考えてございます。

○渋谷英彦委員長 では、引き続き、28番、深田委員。

○深田百合子委員 新型コロナウイルス感染拡大防止協力金について伺います。

県補助金9,320万円の内訳及び市の負担分の内訳。

2、市の事業577施設分及び県の事業54施設分の金額。

3、休業要請期間は令和2年4月25日から5月6日ですが、県及び市の申請のお知らせの時期と方法はどうか。

4、市協力金（1店舗当たり30万円）対象の飲食店、宿泊施設数に対する申請状況はどうか。

5、事業効果、以上伺います。

○海野真彦商工課長 深田委員の御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急事態宣言の発令を受け、静岡県では、

遊興施設や運動・遊技施設などに対して、令和2年4月25日から5月6日までの期間、休業要請を行いました。

当市におきましても、市内の飲食店、宿泊施設に対して、県と同様に、令和2年4月25日から5月6日までの期間、休業要請を行いました。

この休業要請に伴いまして、協力いただいた施設に対して30万円を、また、県の休業要請に御協力いただき、県より協力金の支給決定を受けた事業者に対して、県協力金20万円に対して上乗せする形で10万円を支給いたしました。

市内の飲食店、宿泊施設では、577店舗に30万円の協力金を、また、県協力金対象施設の事業者へは54事業者に10万円の協力金を支給し、合計で631件の支給を行いました。

事業費の負担割合ですが、1億7,850万円に対し、県より8,425万円の補助金をいただき、残りは国の臨時交付金を活用いたしました。

なお、県補助額9,320万円との差額895万円につきましては、さかなセンター内店舗への協力に対する県補助金でございます。

協力金申請のお知らせについてであります。4月25日には市のホームページに協力金申請Q&Aを掲載し、5月1日には協力金申請要式と申請手引を掲載いたしました。また、5月2日から6日にかけては、市役所内に休日相談窓口を開設し、休業要請や協力金の申請、そのほかの支援等に関する相談にも総合的に対応いたしました。

休業要請の終わった次の日の5月7日からは申請の受付を開始しております。

また、焼津商工会議所や大井川商工会と連携し、会員事業者などへの告知や相談、申請支援を実施するとともに、公民館等への手引、申請書類の配架を行いました。

予算額につきましては、経済損失の数値により算出し、市の休業要請対象の飲食、宿泊施設を700施設と見込んだことから、飲食、宿泊施設においては、おおむね必要な事業者への支給がなされたものと認識しております。

一方で、県協力金対象施設につきましては、面積要件等により施設数の絞り込みが困難であった影響によりまして、申請数が当初予算に計上した数よりも大幅に少ない54事業者への支給にとどまりました。

緊急事態宣言が全国に拡大されたことを踏まえ、都道府県をまたぐ人の移動と集中が多く見込まれる大型連休期間を対象に休業要請が行われたことに対して、市内の多くの飲食店や宿泊施設の御協力によりまして感染拡大を防ぐ効果があったものと認識しております。

また、休業要請に協力していただいた事業者に協力金を支給することで、新型コロナウイルス感染症拡大防止の実効性を高めるとともに、休業したことによる事業所の売上げの減少の一部負担減にもつながったものと考えてございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 初めてこういうことが起こって市のほうも大変だったと思いますし、業者の店舗の皆さんも、飲食店の皆さんも大変な御苦勞をされたと思うんです。

市のほうも、休日相談窓口を開いて対応していただいたということなんですが、状況はどうだったでしょうか。

○海野真彦商工課長 相談検数は把握しているんですが、現在、手元にデータがございません。申し訳ございません。

- 深田百合子委員 相談件数とか細かいのはいいんですけども、またそれは後でお聞きしますが、内容……。
- 海野真彦商工課長 はい。申し訳ございません。数字ですけども、4月5月の間に616件の相談がございました。
- 深田百合子委員 その内容はどのようなものだったか、お聞きします。
- 海野真彦商工課長 やはり休業要請に対することであるとか、協力金の支給であるとか、申請方法であるとか、そういったことが主なものでございます。
- 深田百合子委員 私たち、申請方法は本当に分からなくて大変だったと思うんですよね、初めての人、ホームページとか、パソコンとか、ない方も、事業者さんもある中で、とにかく休業要請期間の貼り紙をしてくださいという、そこから質問が来たというか、問合せが来て、それで、申請方法のほうは市のほうでも対応してくださるというので、そちらにぜひ行ってくださいというお話もしました。
- それで、今、相談件数が616件ということなんですけれども、先ほど対象が約700件ということで、ほぼ563件と宿泊が14件ということで対応できているということなんですけど、700件としますと、123件は申請されていないということなんですけど、その辺のことは影響がないということで申請されたのか、それとも、休業要請に応えない、休業しないということで申請しなかったのか、状況は分かりますでしょうか。
- 海野真彦商工課長 これは統計上の店舗の数字でございますので、実際にそこから、実際の数字はどのようなものになっているのかというのは判断できかねますので、申請されなかった分が、その部分の何とかというのは判断できないものと考えております。
- 深田百合子委員 分かりました。
- 私は123件が、700件を目安とすると123件というのは多いんじゃないかなと思ったものですから、そういうお店は休業要請に応えないのかな、それとも、申請しないということはお店を開くということとか、事業所を継続するということだと思うんですけども、その辺のことは、そういう相談とかお話というのはなかったんですか。
- 海野真彦商工課長 そもそも営業をその時点でしていないとかということだと思いますので、その後に実際に休業したんだけど、申請し忘れというような誤算というのはなかったと考えてございます。
- 渋谷英彦委員長 では、引き続き、29番、深田委員。
- 深田百合子委員 焼津市事業継続応援給付金についてです。
- 1、国県市の負担割合。
 - 2、対象の事業所数及び申請状況。
 - 3、交付確定した406社の金額の内訳。
 - 4、業種別件数。
- 以上伺います。
- 海野真彦商工課長 深田委員の御質疑にお答えいたします。
- 事業継続応援給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、売上高が大きく減少した事業者の事業継続を支援するため、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金を受給した事業者を除きまして、令和元年及び令和2年の4月から6月のうち、売上高が20%以上、50%未満減少した市内小規模事業者に対し、事業活動全般に

活用可能な支援金を、国の臨時交付金を財源として、前年同月比で減少した売上額の50%に相当する金額を最大で20万円支給するものでございます。

なお、予算計上した1,300事業者につきましては、令和2年度4月時点における統計上の焼津市内の小規模事業者数を本に、東京商工リサーチによるアンケートにおける新型コロナウイルス感染症の影響を受けている割合と、市が傾向を把握している売上額が20%以上、50%未満減少した事業者の割合により算出をいたしました。

支給状況は合計406事業者、内訳は、サービス業111件、小売業79件、卸売業31件、その他185件になります。そのうち、上限20万円の給付件数は253件、10万円から20万円は70件、10万円に満たない事業者は83件になってございます。

以上でございます。

- 深田百合子委員 これも、持続化給付金に、対象にならない事業所を主に算出したと思うんですけども、その事業所に応援するための最大20万円ということなんですが、今、御答弁ありました東京リサーチとか、対象の事業者数が1,300件ということなんですけれども、この1,300件のうち、交付確定したのが406社ということで、これ、31%になると思うんですが、この差というのはどのように分析されておるんですか。
- 海野真彦商工課長 こちらにつきましても、統計上の数値を本に、いろんなこちらの持ち合わせている数字によって判断をしたものでございまして、とにかく十分な予算を確保するというふうな考えもございまして、ですから、1,300件が406件しか申請されないからといって、そのほか申請ができなかったのではないと考えてございます。
- 深田百合子委員 了解しました。
- 渋谷英彦委員長 では、引き続き、30番、深田委員。
- 深田百合子委員 焼津市事業者緊急支援金です。

令和3年2月17日から4月30日まで、売上高が前年同月比で30%以上減少した事業者を支援するため、最大10万円が支給されるということです。

- 1、10万円の根拠。
- 2、対象となる事業者数に対する申請者の割合。
- 3、業種別支給件数。
- 4、支給金額の状況。

以上伺います。

- 海野真彦商工課長 深田委員の御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして売上高が大きく減少した事業者の事業の継続を支援するため、売上高が令和2年12月から令和3年2月のいずれか一月の売上高が前年同月比で30%以上減少した市内中小企業、小規模事業者、個人事業主の皆様に対し、業種を問わず、事業活動全般に活用可能な支援金を月間売上高の減少額に応じて最大で10万円を支給したものでございます。

算定上の対象者数につきましては、経済センサス上、市内中小企業数が約4,600社ございまして、今年1月に商工会議所や商工会、加盟企業に対しまして緊急アンケートを実施したところ、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減ったと回答した企業が約8割を占め、そのうちの減少率が30%以上との回答も約8割あったことから、最大で3,000件が対象となるものと見込みました。

より幅広く支援を行き届かせるため、飲食店や宿泊施設だけでなく、全業種を対象としたことから、月間売上高の減少額に応じて、最大で10万円を支給することといたしました。

令和2年度の支給状況でございますが、飲食店181件、建設業111件、製造業117件、小売業75件、その他サービス業71件などが主なところでございます。

上限額10万円の給付件数は659件、月間売上高の減少額が10万円に満たない事業者は43件でございました。

以上でございます。

○深田百合子委員 これも見込み件数に関する支給が702件ということで、統計上によるもので、十分な予算を確保するものであるという回答が返ってくるかと思うんですけども、今まで一連の支援金、給付金、応援金をお聞きしましたけれども、市がこれだけ一生懸命協力金とか給付金をやってきていただいたんですけども、実際には飲食店さんや小さな個人事業主さんが閉店したり倒産したりということが昨年は相次いだと思えますが、そういう中で、私は国の持続化給付金と家賃補助、これは市の建物を提供して国の制度を市内の事業所が申請できるように支援をしていただいていますけれども、全部で今、焼津市内に4,600社ぐらいあるということなんですけど、そうしますと、国の持続化給付金とか家賃補助金がどれぐらい受けられていたのか、それ以外に焼津市で30%以上収益が減ったところは3,500のうち8割以上が3割以上減ったよというアンケートも、結果、出ているんですけども、実際の支給が少なくなっていると、それはどういうふうに分析しておりますか。

○海野真彦商工課長 予算計上したときの、それ前の調査だものですから、実際、その時点の売上げの減少の事業者の割合がどの程度かというのはタイムラグがあることで判断しかねる部分もありますけれども、あくまでも統計上の数字で予算計上、対象事業者数を算定しているものでございますから、なかなか予算計上したとおりの金額でぴったり収まるというのはなかなか難しいもので、やはり予算を十分に確保して、必ず行き渡るような対策というものが必要であると考えてございます。

○深田百合子委員 収益が減少している中小企業、自営業者が8割以上あると、そういうアンケートが、結果、出ていたものですから、私は702件ではなくて、もうちょっと、これ、23%に当たりますよね、簡単に計算すると。さらに多く申請があったのではないかなというのを想像していたんですけど、意外と少なかった。その辺のお知らせとかで、ある事業者さんは回覧板で回してほしいよという、そういう意見もありましたけれども、それは一切やっていただけなかったんですね、令和2年度のときは。最初のときはありました、5月の10万円の給付金のときは。ただ、小さい事業所に対しての対応ということで、そういう回覧板の情報提供というのは考えてこなかった理由というのは何かあるんでしょうか。

○海野真彦商工課長 様々な媒体とか、方法を駆使して周知は行ってきたつもりでございますけれども、やはり事業者様の情報だものですから、回覧板で回すというのはなかなか難しいものであると考えておる、広報には載っているものですから。

以上でございます。

○深田百合子委員 商店街の皆さんは、高齢者の方もいらっしゃるものですから、ぜひそ

ういうことをお願いしたいという声もありましたということはお伝えしておきます。

それから、この4,600社、焼津市の経済状況がどうなのか、増収になっている、コロナ禍でも利益を得ている事業所さんもあるはずなんですよ。だから、4,600社のうち、増収の企業や自営業者、そして、減収の自営業者とか、それから、全部支援金を申請している、どのぐらい申請していたのかという、今まで5つ上げましたけれども、その申請状況とか、それよりもまた別に国の持続化給付金とか家賃補助金を利用しているよとか、そういう統計上の一覧表というのは作れないものなんでしょうか。

- 海野真彦商工課長 資料、こうなったやつの支援事業につきましては、それぞれのリストは作成しておりますけれども、それをクロスチェックというか、突き合わせてどの事業者が、一件一件、この制度を使っているかというものは、現在、そういったものは持ち合わせてございません。

あと、国の制度につきましては、こちらのほうにそういった情報はいただけないものですから、そちらのほうは難しいものと考えております。

- 深田百合子委員 最後に意見を言わせていただきます。

この10月1日からはインボイス制度も始まり、本当に赤字の小さな自営業者の皆さんでも消費税を納めなくてはならない、大変な状況にこれから入っていくわけです。消費税の10%ということも、これからの、新型コロナウイルス感染症が収束して事業が改善してよくなったら、そういう問題も入っておりますので、ぜひ全体を掌握して、判断して、分析をして、こうした問題も対応できるような、国に対してはちゃんと意見を言うていくということも私は必要かなと思ひまして、以上で終わります。

- 渋谷英彦委員長 では、次、31番、杉田委員。

- 杉田源太郎委員 7款1項3目、観光プロモーション事業費についてお伺いします。

地域資源を活かした焼津の食を軸とし、様々なメディアを活用したプロモーション、これは具体的にどのようなものでしょうか。

また、その効果はどうであったのでしょうか。

- 相良康二観光交流課長 杉田委員にお答えいたします。

観光プロモーション事業につきましては、さかなのまち焼津グルメプロモーション事業としまして、焼津ぐるめぐりを実施しました。焼津ミナミマグロやカツオ、サクラエビなどの地域資源を活かし、さかなのまち焼津のブランド化を推進し、1年を通じて焼津の食による誘客を図るために実施しました。

さらに、ウェブメディア招聘による当市観光PR記事作成及び配信の実施や、観光・旅行広報紙などへの市PR記事の掲載を実施しました。

また、温泉につきましても、温泉総選挙にて2年連続日本一を獲得したことのPRをするため、温泉のもとをノベルティーとして各施設へ配布し、チラシやポスターを作成するなど、誘客促進を図りました。

効果についてですけれども、このようなプロモーションと併せまして国や市のG o T oキャンペーンなどもあったことから、宿泊客数につきましては、前年同月比、5月時点では25.5%でありましたが、12月時点では79.2%まで回復をしております。

以上です。

- 杉田源太郎委員 一定の効果があつたんじゃないかなという報告でした。

今、この決算額、1,300万円ぐらいあるんですけど、ウェブメディア、そして、動画を配信したりだとか、そのようなことをやられていると思うんですけど、その内訳について伺います。

- 相良康二観光交流課長 事業費の内訳ですけれども、焼津ぐるめぐりの委託事業費が980万円、それと、先ほどのウェブメディアの作成等の関係ですけれども、81万2,000円、あと雑誌等への広告等が5誌、実施しております、合計で199万9,518円となっております。

以上です。

- 杉田源太郎委員 ぐるめぐりのところで委託というふうに言われましたけど、この委託先というのはどういう関係ですか。

- 相良康二観光交流課長 1年を通して、先ほどのカツオ、マグロ、サクラエビ等をやっております。そういったところに対しての広報であるとか、参加店への手続、あと、チラシ、ポスター等、販促事業についてを事業者のほうに委託しております。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、次、32番、太田委員。

- 太田浩三郎委員 私は、7款1項3目のG o T oやいづキャンペーン事業費について伺います。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた宿泊・観光施設の支援となっておりますが、G o T oの名称自体が人流の促進をイメージされますので、本市においては感染者が増加していますので考慮が必要かと考えますが、いかがですかという1点と、もう一点は、支援の対象数は何件でしょうか、お聞きしたいと思います。

- 相良康二観光交流課長 まず、G o T oやいづキャンペーン事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴いまして、大きな影響を受けた宿泊・観光施設の支援を目的に、国が実施しましたG o T oトラベルとのタイアップ事業や、宿泊割引クーポン事業などを実施したものです。これらの事業におきましては1万人以上の利用者がありました。

事業名が人流促進をイメージされることに対する考慮についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえまして事業実施をしまして、事業に応じて停止等の対応をしたところです。

以上です。

- 太田浩三郎委員 件数。

- 渋谷英彦委員長 支援対象者数は何件でしょうか。

- 相良康二観光交流課長 先ほど答弁させていただきましたけれども、こういった事業に伴いまして1万人以上の利用がありました。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 これ、対象者の人数じゃなくて、企業とかホテルの数とかということでしょう、聞いているの。事業所の数。

- 相良康二観光交流課長 事業所、宿泊施設には直接的な補助金というものは出していないんですけども、活用していただいた対象宿泊施設については18施設です。

以上です。

○太田浩三郎委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、以上で通告による質疑は終了いたしました。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で、認第10号中、経済部所管部分の審査を終わります。

なお、この後、補正予算がありますが、ここで暫時休憩を取りたいと思います。11時半より再開いたします。

休憩（11：21～11：29）

○渋谷英彦委員長 では、休憩前に引き続き会議に入ります。

次に、議第62号「令和3年度焼津市一般会計補正予算（第7号）案」中、経済部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。これより順次、発言願います。

では、1番、内田委員。

○内田修司委員 私のほうから歳出7款1項2目商工業振興費の中の中心市街地活性化事業費542万1,000円ですけど、予算書の計算書の10ページです。中心市街地への新規出店数が想定以上となったので追加するという説明だったんですけど、当初想定の出店数、現在の状況と、これでもって想定する追加の出店数、それについてお伺いいたします。

○海野真彦商工課長 内田委員の御質疑にお答えいたします。

令和3年度当初予算における家賃を補助する空き店舗利活用補助金の予定数は、前年度よりの継続分4件と、新規出店4件と見込んでおります。

また、店舗改修費を補助する空き店舗利活用改修費補助金については、3件を見込んでおりましたが、ターントクルこども館や新庁舎等の建設や、駅前商店街エリアでの若い世代による出店などに伴い、同エリアを中心に新たに出店を希望する事業者からの問合せが多く寄せられているところでございます。そのため、本補正予算におきまして、新たに空き店舗利活用補助金を1件、空き店舗利活用改修費補助金を4件分増額するものでございます。

また、あわせて、駅前エリアにおける新築店舗に対する補助及び現在、住居となっている元店舗の分離回収に係る補助制度となる焼津駅前拠点エリア活性化事業費補助金新築分離回収補助（仮称）を新設いたしまして、飲食店や生鮮食品の小売店の出店を促すことで、さらなるにぎわいの創出に寄与するよう努めてまいります。

以上でございます。

○内田修司委員 いいです。了解です。

○渋谷英彦委員長 では、2番、秋山委員。

○秋山博子委員 今の内田委員への答弁をいただいたところで、見込み件数とか予想される増件数、それとか、件数増の背景については了解しました。

あと、補助金支援の内容についてなんですけれども、もう一度確認させていただけますでしょうか。家賃補助、改修費補助、それから新築補助、大きいことをいうと、この3つですか。

○海野真彦商工課長 既存の普通の店舗改修、空き店舗の改修費の補助金と、それと家賃

補助、これは既存のものでございます。それに加えて、更地に新築するようなケースもあろうかと、駐車場とかございますので、その新築補助、それと、以前は店舗を営んでおられた事業者が店舗を閉店して、でもそこに住居として住んでいると、そうすると、水回りとか、入り口しか1つしかなくて店舗として貸出しができないというケースもございますので、そちらに対する店舗改修費が1件、合計で4つの補助金のメニューがあります。

以上でございます。

- 秋山博子委員 これ、財源は、補正予算書等を見ますと、その他の特定財源というふうに書かれていたと思うんですけど、財源の構成はどうなっているんでしょうか。
- 海野真彦商工課長 財源は、今、財源については情報を持ち合わせていないんですけど、単費じゃないのかなとは。
- 渋谷英彦委員長 部長、何かありますか。いいですか。
- 大本裕一経済部長 財源について所管の財政課に問い合わせれば正しいんですけども、臨時交付金であったりとか、そういったものをトータルで使って新しく事業を今起こしているところですので、個別のひもづいたものというのをちょっと、申し上げられなくて恐縮なんですけど、そういったものを全体的な財源にしていこうかなというふうに考えています。
- 秋山博子委員 いろいろ組み合わせてということだと思います。
決算のほうのこの事業の説明の中で、多世代であるとか、それとか、飲食、小売、それから日中商売されているというところというのは、キーワードとして何回か出たと思うんですけど、その辺の方向性といいますか、それをもう一度教えてください。
- 海野真彦商工課長 新たに新設する新築の店舗の補助、それと、分離改修の補助につきましては業種を限定いたしまして、飲食店と生鮮食品の小売と、昼間が営業をするような条件を付して募集をしたいと考えております。
- 秋山博子委員 そうすると、補助4つのメニューのうち、今おっしゃったその2つは、業種とか、営業時間ですとか、要件といいますか、それを設けて、それ以外のメニューについてはそういう要件はないということでもいいんですか。
- 海野真彦商工課長 基本的には業種は問いませんが、新規のものについては、先ほど申し上げたとおり、業種を限定して戦略的に誘致をしていく、そういうように考えております。
- 秋山博子委員 それでは、メニューの中の1つの家賃補助なんですけれども、これはいつから何年というふうな期間は決まっていますか。
- 海野真彦商工課長 12か月分の補助でございます。
- 秋山博子委員 1年ということでした。
もし今までこの補助の制度を使って出店して、なかなか思うようにいなくて撤退されたという店舗もありますか。
- 海野真彦商工課長 過去のそういったケースがあるのかは、まだ把握はしてございませんけれども、私が知っている限りでは、この補助を使ってすぐ撤退しているような店はないと考えてございます。
- 秋山博子委員 それでは、ちょっと意見なんですけれども、先ほど多世代で楽しんでも

らえるエリアをとということだと思うんですけど、方向性として、そこで、これからの、じゃ、お店、どんなお店が出てくるかということによって、そのまちがつくられていくわけなんですけれども、景観とか、快適度とか、空間として、その中で多世代で楽しむためのいろんな工夫というのもあると思うんですが、それ以外に、やはり多世代ということは高齢者の方もということだと思うので、または、障害を持っている方もということなので、バリアフリーへの配慮ですとか、多文化共生の配慮というところもぜひ改修の際だとか、申請する方とやり取りするところで、そういうような話もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○海野真彦商工課長 現在、補助メニューの条件の中に、そういったバリアフリーであるとか、ユニバーサルデザインとか、そのような条項はないんですけども、それは他の部局と相談しながら、そういった配慮もする必要もあるのかなと思いますので、関係課と協議をしていきたいと考えてございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、3番、内田委員。

○内田修司委員 同じく、商工業振興費のうちの販路拡大支援事業費565万9,000円ですけど、事業の説明の中で、副業人材のスキル活用や市内中小企業のDX化等の経路強化を図るための支援体制構築との説明がありましたが、具体的にどのように行うようになっているのかを教えてください。

また、これ、委託料がこれに該当するんじゃないかなと思うんですけど、委託先の想定というのはあるんでしょうか。

○海野真彦商工課長 内田委員の御質疑にお答えいたします。

本事業は、コロナ禍で新しい働き方が浸透してきている中、首都圏企業に勤めている自らの能力を活かして地方での副業を希望する人材と、新規事業の展開や業務のDX化などの意欲はあるものの、ノウハウや人材に課題を抱えている市内中小企業のマッチング支援を行うものでございます。

具体的な事業内容につきましては、市内中小企業の課題の把握、副業人材の活かしたいスキルについて事前把握を行った上で、数日間のマッチング合宿を行います。その後、マッチングが成立した事業者のフォローアップまでを焼津商工会議所やしずおか焼津信用金庫などと連携しながら、一体的に行える体制づくりを目指してまいります。10月に受託事業者を公募により募集した上で決定し、11月から事業を開始する予定でございます。副業人材の確保、市内中小企業へのヒアリング、マッチング合宿の開催、両者間のコーディネートなどを行う受託業者につきましては、事前に実施したサウンディング調査で複数の事業者から関心が寄せられているところでございます。

○内田修司委員 内容は分かりましたが、非常に専門的で高度な内容を含んでいるかなと思います。委託先の想定があるということなんですけど、それは、首都圏のところですか。

○海野真彦商工課長 首都圏に本拠を置くような企業の関連のそういったところでございます。

○内田修司委員 了解。

○渋谷英彦委員長 では、次、4番、秋山委員。

○秋山博子委員 事業のスケジュールについては今の内田委員のへ答弁で了解しました。

委託料の内訳というのが私の2つ目の質疑なんですけれども、565万9,000円、これは全て委託費ということなんでしょうか。

○海野真彦商工課長 全て委託費になっていると思います。

○秋山博子委員 この副業人材の活用は、二、三年ぐらい前からですか、かなりブームといますか、そうされています。それで、人手不足であるとか、こういった働き方改革だとか、そういったことが背景にあると思います。民間企業だけじゃなくて、行政も副業人材活用というところに乗り出している、これもありますよね。

ここで、今回、この事業を進めるということで補正で出ているわけなんですけれども、今、この時期にこの補正で、この事業をスタートするという、その背景を教えてください。

○海野真彦商工課長 先ほど秋山委員のおっしゃるとおり、この事業というか、こういった取組というのは全国で話題になってきてございまして、民間であり、自治体であり、取り組み始めているところが少しずつ出始めております。やはりここは、その専門となる事業者というのはなかなか多くはない状況でございますので、いち早くこの事業に取りかかって、先進的な取組として進めていくために、補正予算という形を使って予算措置をさせていただき次第でございます。

○秋山博子委員 じゃ、どういったニーズがあるのかとか、じゃ、専門的なスキルというのはどういうものがあるのかとかという調査はこれからというふうに考えていいんですか。それとも事前に何かもう既にいろんな情報が集まってきていて、この事業をスタートということですか。

○海野真彦商工課長 こちらの市内の中小企業者につきましては、本当にニーズがあるのかというのは、個別の会社に訪問いたしましてニーズ調査を行ってございます。人材のほうも、先ほどサウンディング調査をした中で、そういった希望のあるような人材もあるような話を聞いていますので、そちらの市内の事業者とその人材をマッチングする機会を設けようと考えてございます。

○秋山博子委員 じゃ、既にニーズ調査はある程度かけたというところなんです。それで、この政策をスタートという、そこは分かりました。

人材活用というか、自己実現であつたりとか、ちょっときらきらしたイメージもある一方で、やっぱり懸念されているのが労働者の健康であるとか、雇用の管理が複雑になってきて、働き過ぎてしまうというようなところがすごく課題としてあると思うんですね。そこがちょっと心配なんです。企業の事業者のフォローアップというふうなことはおっしゃいましたけど、そこで働く人たちのケアといいますか、労働管理といいますか、そこもすごく注意しないと、マッチングして、事業者にとってはすごい専門的なスキルを持った人間を割と比較的リーズナブルというか、安く活用できる。でも労働者は、そこで働く人は、つつい働き過ぎてしまつてというようなこともあり得るかなと思います。

これ、中日新聞の報道だったんですけども、この政策、今、経済部から出ていますよね。この新聞報道では、副業を持っている人の割合として、本当の年収が299万円以下の所得層の方が多いと。だから、副業せざるを得ないというような層が多いという実態の報告もあります。それを受けて、厚労省がこの政策のガイドブックを作っています

ので、こちら、経済部ですけれども、それは厚労省のほうで作っているガイドブック、それと併せて政策を進めていただきたいと思います、いかがですか。

○海野真彦商工課長 厚労省が出している副業・兼業に関するガイドライン、そういったものも取り寄せて確認をしております。今回、人材となる事業者につきましては、首都圏の例えば大手の企業で、なかなか本業がうまくいかないようなところも副業を積極的に勧めているという情報もございますので、労働環境の問題というものについては、当然、労使間で話し合いをした上で、こういった副業にチャレンジしてもらおうと、そういうような想定をしております。

○秋山博子委員 その辺りも委託してしまって、うまくいったね、おしまいということじゃなくて、その辺の労働政策としてきちんと指導できるようなことはぜひお願いしたいと思えます。

○渋谷英彦委員長 次、5番、太田委員。

○太田浩三郎委員 私は、G o T o やいづキャンペーンの事業費の関係なんですが、対象者の増加と思えますが、何件の増加ですか。それとも2回目の支援となりますか。この2点でお聞きしたいと思います。

○相良康二観光交流課長 太田委員にお答えします。本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い大きな影響を受けました宿泊観光施設の支援を目的に、インターネット予約サイトからの宿泊予約に対して割引クーポンを発行し、市内への誘客を図るものです。

今年度につきましては、これまでに市民限定で実施した宿泊温泉クーポン発行事業及び県が実施しました県民対象のバイ・シズオカへの上乗せの事業として実施しましたが、んばろうY A I Z U ! キャンペーン事業、これらに続く3つ目の事業ということになっております。

以上です。

○太田浩三郎委員 対象事業者というのは、前回お聞きした18施設という格好になりますか。

○相良康二観光交流課長 対象施設につきましては、市内の宿泊施設になります。現在、23施設あります。先ほど答弁させていただいた18施設につきましては、利用があった施設ということでお答えさせていただきました。

以上です。

○太田浩三郎委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、以上で議第62号中、経済部所轄部分の審査を終わります。

以上で経済部所管部分の議案の審査は終わりました。当局の皆さん、御苦労さまでした。

では、ここで暫時休憩し、13時再開いたします。

休憩（11：50～12：58）

○渋谷英彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第10号「令和2年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、建設部及び上

下水道部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。これより順次、発言を願います。

ナンバー1、杉田委員。

- 杉田源太郎委員 それでは、2款1項11目、交通対策、自主運行バス運営事業、乗り合いタクシー試験運行、その委託についてお伺いいたします。

デマンド型乗り合いタクシー、この試験運行、その利用状況についてお伺いいたします。

そして、その評価、あるいは問題点、焼津のインターチェンジ周辺地域の今後の進め方についてどのようなことをされているのでしょうか。

3番で、大井川地区で交通再編という形で考慮しなければならないというふうに聞いていますけど、具体的にどのように検討されていますでしょうか。

- 新村浩三道路課長 杉田委員の御質疑にお答えいたします。

まず、1点目でございます。デマンド型乗り合いタクシーの試験運行の利用状況についてでございます。令和2年度の延べ利用者につきましては、240人ございました。越後島地区の高齢者の方が主に利用されており、主な行き先としましては、焼津駅北口、大村公民館、地区内の病院でありました。

次に、その評価と問題点、あるいは今後の進め方についてでございます。焼津インターチェンジ周辺地域のデマンド型乗り合いタクシーにつきましては、令和元年度から試験運行を行っております。試験運行時の評価の視点としましては、乗り合い率や収支率、また、地域への必要性など6項目を定めまして、おのおのの評価基準を設定しました。そこで、令和3年3月末に本格運用の基準が達成されまして、生活交通の移動手段として役割を果たしているというものとして評価しまして、10月より本格運用することとなりました。

また、問題点ということですが、運行上の問題点は特にございませんけれども、地区内の登録者の割合が住民の方の約2割の状況でありますので、今後も地域との連携を密にしまして、周知を図っていくことで登録者数を増やし、より多くの方に御利用いただきたいというふうに考えてございます。

次に、3点目の御質疑です。大井川地区におきまして、交通網再編に考慮しなければならないことは何かという御質疑でございます。大井川地区のデマンド型乗り合いタクシーにつきましては、現在試験運行中の焼津インターチェンジ周辺と比べまして、対象区域や人口などの規模も大きくなりまして、大井川地区特有の御意見ですとか、御提案も出るということが今後は想定されますので、地域の皆様とも話し合いを行いまして、より利便性の高い公共交通網を構築していくこととしております。

以上、御回答とさせていただきます。

- 杉田源太郎委員 具体的な傾向が分かりました。

率、ほか6項目を検討の対象としているということだったんですけど、この率、あるいは登録者数が少ない、2割ぐらいしかないということなんですけど、これだけになっちゃっているという、何かその要因というのは検討されていますか。

- 新村浩三道路課長 利用率、登録者の段階ですけれども、今、現在、焼津インターチェンジ周辺につきましては、大体おおむね人口が1,700人ぐらいで、その中のおおむね300

人ぐらい登録をされております。その中には、やはりまだ現在、車をお持ちになっている方、あるいは、もちろん御自分で運転できる方という方が非常に多くいらっしゃるということで、率のほうは2割程度になっていると思われまので、また、今後、いろいろとそういった状況等も変わりました、こうしたデマンドのほうもお使いいただけるようにしていきたいなということも含めまして、地域の方との連携をさせていただきまして、また、周知のほうを図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 地域の方でその利用がちゃんと周知されていて、それが進んでいくということは、逆にいいことだと思います。

今、答弁の中にあつた大井川地区の特殊性、人口密度とか、そういうところだと思うんですけど、特殊性についての議論、何か大井川地域ではもう話合いが何回かやられているというふうに聞いていますけど、その中で出た意見というのはどんな感じですか。

- 新村浩三道路課長 大井川地区で実際に分科会という会合を持ちまして、そこで全部で過去に4回ほどやっております、やはり質問に出たのは、やはり実際には実際のデマンドタクシーの仕組みの関係、やはり今回初めてデマンドというのを採用するというに当たっては、やはりそうした登録の方法ですとか、そうした停留所の関係ですとか、そういったデマンドタクシーそのものの御質問のほうが多かったものですから、また、実際に試行を始めてみて、やはり大井川地区に限りますと、大体人口が全部大井川地区を入れますと、2万人を超える数になりますので、やはりそういった面積も広いですし、人口も数も多いものですから、そういった中で、実際にはまずは仕組みのほうを丁寧に説明させていただきまして、その中で試験運行の中で出た意見というのを、またいろいろその中で御意見等をいただいて、改善できるものは改善していくというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 私も幾つかの市町でこのデマンドタクシーについて視察をさせてもらったんですけど、デマンドタクシーといってもいろんな方法がありますよね。ドア・ツー・ドアであったり、さっきの委託も含むのかもかもしれませんが、停留所みたいなのを設けたりだとか、公会堂、あるいはお医者さんの前を必ず停留所にするだとか、いろんな方法があるんですけど、大井川分科会かなんかで出た意見の中で、説明をしただけで、こういう方法はある、ああいう方法はあると、そういういろんな地域での方法なんかをちゃんともう説明していただいて、その中でこんな方法でやろうというところかもう決まっているということでもいいですか。

- 新村浩三道路課長 例えば、今、停留所の話も出たんですけども、その中で、実際に今年は年度初めに、停留所の関係ですと、今のところの考えは、今までの大井川の中の自主運行バスのバス停を使うということでは考えていたんですけども、それにプラスしまして、やはり地域のほうでこういった場所がいい、ああいった場所に停留所が欲しいというような御意見等も、そういうことも想定されたものですから、各自治会の自治会長さんのほうにお願いをしまして、そういった中でこうした地元でここに停留所があったらいいなとか、そういったところを提案していただきまして、それについて今、精査を行っているところでございます。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 今、自治会長に話をしているということだったんですけど、大井川、今、15人の自治会長がいるんですけど、全員対象ということですか。
- 新村浩三道路課長 自治会連合会の特に大井川の方だけ、自治会長さんには全員お話をさせていただきました。

以上でございます。

- 渋谷英彦委員長 杉田委員、これ、何回も言っているようですけど。
- 杉田源太郎委員 分かっています。
- 渋谷英彦委員長 分かっていますか。よろしく。
- 杉田源太郎委員 いいですか。その大井川の分科会の中で話された内容で、まだ決まっていなくてもいいかもしれない、当然決まっていなくてもいいかもしれないけど、大井川のところで停留所になるというようなところで待っていたときに、雨だとか、そういう天候が悪いようなときの対応というのもやっぱりすごく、ほかの地域なんかで行っていたときにいろいろ検討をされているというのを聞いたんですけど、そんな声は出ていますか。
- 新村浩三道路課長 実際、例えば、バス停のほうで出た御意見としましては、そういった、まずバス停が本当に乗り降りが安全かどうかというような御意見のほうはいただきました。実際に大井川の分科会の中では、バス停の雨のときの話というのは、具体的には今までは出ていなかったというふうに認識してございます。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 この金額の27万6,000円というこの金額、これは大井川のところだけのじゃないと思うんですけど、大井川の分科会4回やられて、その中のこの金額というのは何に使うんですか。
- 新村浩三道路課長 こちらの決算額の27万6,000円ですけれども、こちらにつきましては、自主運行バスの焼津インターチェンジ周辺の関係の委託のほうに要した金額でございます。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 委託ということで、結局そこにこのデマンドタクシーを使った、2人乗りだか、3人乗りだか分からないですけど、その分の代金として払った分ということでいいですか。
- 新村浩三道路課長 実際の委託のほうの契約でございますけれども、実際に今回の自主運行バスの焼津インターチェンジ周辺につきましては、実際に運行経費、1回運行するごとに経費というのが決まっております。その中で実際にはお客様に御負担いただく分というのがその中にございます。それから差し引いたものが残りの分として市から委託業者に支払うというような内容になってございます。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 この乗り合いタクシーを実際に運行する業者というのはタクシー会社だと思ってしまうんですけど、これは1社ですか。
- 新村浩三道路課長 1社でございます。
- 渋谷英彦委員長 では、2番、川島委員。
- 川島 要委員 私も歳出2款1項11目、自主運行バス運営事業費についてお伺いします。

まず、①として、自主運行バスの時間帯別利用者の割合というものを伺います。
それから、2番目としては、2番目は今の杉田委員への答弁で説明で分かりました。
3番目、大井川地区における交通網の再編計画について伺います。
若干ダブりますが、お願いします。

○新村浩三道路課長 川島委員の御質疑にお答えします。

まず、1点目です。自主運行バスの時間帯別利用者数の割合ということで、まず、職員の方で情報調査を行っております。その中の集計でございます。集計の結果で、6時台から10時台までの利用が32%で、これが一番多かったところです。その後、10時から13時と、13時から16時がそれぞれ25%程度、16時以降が約18%というような内容となっております。

続きまして、③のほうで、3番目でよろしいでしょうか。

3番目の大井川地区における交通網の再編計画ということについてお答えいたします。大井川地区の再編に当たりましては、平成30年3月に策定した焼津市地域公共交通網形成計画に基づきまして、公共交通会議及び地域を代表する委員の皆様で構成する大井川分科会におきまして協議を進めてまいりました。

再編の内容としましては、令和4年4月より大井川西部循環線に代わり、地区内の移動手段としてデマンドタクシーの導入、また、以前から市立病院を經由して大島新田まで運行されている路線バス焼津大島線が大井川庁舎まで延伸されることを方針として決定しており、運行につきましてバス事業者と具体的な協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○川島 要委員 ③の大井川地区の交通網の件ですけれども、来年度から実証実験が行われるということですので、その実験の期間というのはどれくらいを見えていますか。

○新村浩三道路課長 実証実験の期間は2年を見込んでおります。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、3番、藁科委員。

○藁科寧之委員 私からは、ユニバーサルデザインタクシーの導入促進につきまして伺いたします。

ユニバーサルタクシーの導入が当初予算より台数が至らなかったわけですが、要因につきまして伺いたします。

○新村浩三道路課長 藁科委員の御質疑にお答えします。

ユニバーサルタクシーの導入が当初予算の台数に至らなかった要因についてでございますけれども、令和2年度当初予算につきましては、ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業としまして、市内に営業所を有するタクシー事業者4社を対象に、1社当たり1台5万円、20万円の補助額を設定し、申請は1件でございました。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出自粛の影響を受け、タクシー事業者が運行時間や車両数を制限している状況であることから、設備投資を控えているものと推測しております。

以上でございます。

○藁科寧之委員 国の考えといたしましては、将来的に4台に1台、25%ですか、それく

らの導入を目指してということであったかと思うわけなんです、今、御答弁いただきましたように、タクシー事業者のお考えもあることと思います。当然のことながら、新規で購入というわけにはいかないと思いますし、更新時に車両の入替えとか、そういうことも含めて導入が進んでいくものかなと思うんですけど、いずれにしても、みんなに優しいタクシーということで導入の事業推進が図られていくことを願っているわけなんです、導入されました1台ですか、導入されたわけなんです、これの運用、利用の状況につきましては把握されていたら、御答弁いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

- 新村浩三道路課長 ユニバーサルタクシー、デザインタクシーにつきましては、誰もが利用しやすいタクシーとして導入するものであるため、毎日稼働しまして、誰もが利用できる車両として、ふだんは一般的な車両と区分をすることなく運用されているということで聞いております。

また、事業者さんにおきましては、車椅子の利用を含めまして、ユニバーサルタクシー、デザインタクシーの利用については、月に15件程度の間合せがあって、ユニバーサルデザインタクシーの配車をしているというふうに聞いてございます。

以上でございます。

- 藁科寧之委員 一般的に福祉の関係でも少しお話をさせていただいたわけなんです、介護の介護福祉タクシーとは運用がいいとするところではあると思います。しかしながら、福祉行政と一体化した中でのこれからの市場が必要になってくるのかなと思いますものですから、機会あるごとに事業者さんに推進、導入を図っていただきまして、よりこの事業が進められていくことをお願いいたします。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、次、4番、河合委員。
- 河合一也委員 私も同じ事業についてですけれども、実績は今伺ったことで分かりましたけれども、本来の当初の事業目的についても伺います。
- 新村浩三道路課長 河合委員にお答えいたします。

当初の事業目的についてでございます。ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業につきましては、国や県と協調しまして、タクシー事業者が導入するユニバーサルデザインタクシーの経費の一部を補助することによりまして、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図り、子育て世代から高齢者、障害のある方をはじめ、大きな荷物を持った旅行者など、誰もが安全・安心で快適に利用できる公共交通環境の整備を図ることを目的としているものでございます。

また、令和2年度の申請につきましては、先ほど申しましたように1件で、交付額は5万円でございます。

以上でございます。

- 河合一也委員 誰でもが安心して使えるということで、一番に頭にやっぱり浮かぶのは、車椅子の利用者の利用というのが一番頭に浮かぶんですけども、車椅子以外、どんな使い方、目的が考えられているでしょうか。
- 新村浩三道路課長 やはり今、委員もおっしゃったように、車椅子の利用の方が非常に最も多くなっているところではございますけれども、ほかには、妊娠中の方ですとか、

やはり小さいお子さんを連れていらっしゃる方、また、大きな荷物を持った方、そのほかには、観光で来られた外国人、特に外国人の方は非常に背が高い方が多いものですから、そうした背の高い外国の方などがユニバーサルデザインタクシーを希望して御利用いただいているということで事業者からは聞いております。

以上でございます。

- 河合一也委員 車椅子に乗る場合でも介護タクシーとはまた違った意味での使い方がやっぱり考えられたりしますし、普通料金でこれは手軽に利用できるというのはとても魅力的だと思います。今、話があったように、本当に誰でもが気軽に使えるというところもとても使い勝手がいいと思うんです。

そういう意味でもやっぱりある程度数が欲しいなという思いがあります。私も、多分あれがそうじゃないかなと思うタクシーを何度か見かけたことがあるんですけども、実際、焼津市の4社で何台、今、現時点で、令和2年は1台と聞きましたけど、実際、今、何台、各社ごとでなくてもいいので、焼津市として今、何台、この4社が確保しているのか、保有しているのか。できれば、焼津市以外でも支社というか、支店があるところがありますが、焼津市内で稼働している台数が分かれば教えてください。

- 新村浩三道路課長 市内の事業者のユニバーサルデザインタクシーの保有台数は、全部で15台でございます。ですけど、その中で、実際にはそのうち10台、先ほど焼津市外に営業所を持っている会社さんもございますので、実際にそのうちの10台が市内で稼働しております。

以上でございます。

- 河合一也委員 そこそこあるなという感じはしましたけど、やっぱりそれではちょっと足りないような感じもやっぱりしますし、国としても、先ほど薫科委員からもありましたけれども、もう少し進めたいというパーセンテージも示されています。国が進める事業、それに県も市も協調している事業ではありますので、このタイミングでぜひ増やして行って、本当に市民に安心で安全で快適なという意味で、そういう本来の目的以外にも、普通の市民から見て、ユニバーサルデザインのタクシーが走っているというだけで、市民に優しい感じが、このまちはそういうまちだなという印象も与えますので、ぜひそういった意味で、この事業を基に、コロナ禍でなかなかタイミングの問題は難しいと思いますけれども、ぜひ増えていくような方向で、いろんな形で導入車両の増加を期待したいところですし、担当局のほうとしても、そういった動きを、働きかけをぜひしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、次、5番、松島委員。

- 松島和久委員 それでは、私からは、8款2項5目、通学路交通安全対策事業費についてお尋ねをさせていただきます。

主要事業報告書によると、通学路の合同点検により、点検された箇所のうち2か所を実施したとのことでありますが、合同点検では市内、どれぐらいの数が点検の箇所として挙がってきているのか、また、今後の事業の取組を伺います。

- 新村浩三道路課長 松島委員の御質疑にお答えします。

まず、件数でございますけれども、令和2年度におきましては、全部で43か所の合同

点検を行っておりまして、内訳としましては、小学校が16か所、中学校14か所、保育・幼稚園、13か所で行っていただきました。

また、工事2件につきましては、信号のある交差点での防護柵設置を行ったものなどでございまして、その他のハード対策としましては、区画線などの路面標示の引き直しや、また、ソフト対策としましては、交通安全指導や、通学路の見直しなどを行ってきてございます。

また、今後についてでございますけれども、現在、令和3年度の合同点検が終了したところでございまして、引き続き、対策の必要な箇所ごとに具体的な対策計画を進めており、子どもたちの安全確保のために、また関係機関との連携をさらに強化しまして交通安全対策を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松島和久委員 まず、今、点検箇所が43か所ということをお聞きしました。そもそもこの通学路の合同点検というのは、私の記憶ですと、平成の二十五、六年だと思っておりますけれども、国、国交省と、それから、それと県、焼津市のほうは河川課、道路課で、あとは警察が入って、各小学校から吸い上がったものを点検していただいていたなという記憶があります。合同点検というのはそういうことでよろしいでしょうか。

○新村浩三道路課長 今回の委員のお話のとおり、各機関から抽出をいたしまして、それに対しまして関係者のほうで現地立入りをして確認するということでございます。

以上でございます。

○松島和久委員 では、そういう形でやっているということなのですが、過去の経緯を見ますと、60か所以上、数が挙がってきていて、その中で限られた予算の中で何ができるかだということで非常に苦労した記憶があるんですが、その中で対処方法として、先ほど具体的なものを一つ一つということで対処していくということだったんですが、対処方法としては、1つは、ハード面の土木、河川と道路というところの点検と併せて、小・中学校に対して、ソフト面のいわゆる見守り隊で点検してくださいね、地域の方と一緒にやってくださいねというような方法があって、なかなか金額的に大変だということだったんですけれども、今回、この1,500万円という金額がついているのは、国庫支出金が825万円、自治体が670万円というのが、計算書のほうを見ますと金額が出ています。これは、やはり国がこのところ、痛ましい事件が、幼稚園の園児さんの事故、それから、小学校の通学の中に車が突入してしまうというような非常に痛ましい事件があってこういったことが起こっているかなと思うんです。

今回、43か所のうち、実際に実施したのが43か所ということなのですが、43か所のうち、2か所を今回、実施したということなんですけれども、この辺の考え方の中で、もうちょっとできること、なかったのかなと思うんですが、具体的にお聞きしたいのは、ソフト面でどのぐらいの箇所が解決方法があって、ハード面としてはどうだということはあるのでしょうか。

○新村浩三道路課長 先ほど道路の話が出まして、2件というお話がございましたけれども、自治体というのは、道路につきましてはやはり予算等の確保もあるものですから、実際にその年に要望があって、その年に要望できるというのもやはり国のほうに要望として働きかけをしまして、そこで、1年後ですとか、2年後にやるケースというのもご

ざいます。

あと、それ以外に、実際に今回、令和2年度に対応した内容で、実際の内容でございますけれども、実際には、工事以外にも、例えば、区画線が薄くなっている場合の区画線ですとか、路面標示の引き直し、そちらのほうを例えば10件ですとか、あとは、こうしたよく道路にありますデリネーターという反射板みたいな、そういったものの設置ですとか、やはり側溝の蓋がけを追加した、あと、カーブミラーの設置をしたというところの主にそういったハード的なものというのが全部で15か所でやりまして、あと、今、お話に出ましたソフト的なものにつきましては、先ほどの児童さんへの交通指導といたしますか、そういったことが9件ですとか、あとは、警察さんによりまして取締りの徹底ですとか、そうした信号機の調整ですとか、そういったものを含めてソフト的な対策としましては17件で、実際には令和2年度につきましては32件の実施結果となっております。

以上でございます。

- 松島和久委員 聞きたかった答えがそこだったんです。いろいろやっているんだよということも分からなきゃいけないし、何か2つしかやっていないような報告書に見えてしまうものですから、決算認定に見えてしまうものですから、数多くの事業をやっているよということが分かったこと、それから、きちんとしたソフトの部分の指導、学校への指導、子どもたちへの指導もやっているやに聞いておりますので、そういったところも含めてやっているということをきちんと伝えていただけてよかったかなと思います。

いずれにしても、子どもたちの安心・安全を守るという中での通学の問題というのは非常に大きな問題だと思っています。たまたま大きな事故がなかったかもしれないけれども、今後に向けて万全の体制で、学校、保護者、それと行政というところが連携しながらやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、次、6番、岡田委員。

- 岡田光正委員 岡田光正です。

潮風グリーンウォーク整備事業費、もうかれこれ6年ぐらい前ですか、スタートしてから5年ですか、たつわけですけれども、進捗率は今、どの辺まで行っていて、そして、予定どおりの進行なのか、遅れているのか、むしろ進んでいるぐらいなのか、その辺を教えてください。

- 山内高人河川課長 岡田委員の御質疑にお答えいたします。

潮風グリーンウォークの整備事業の進捗率でございますが、令和2年度末で44%であります。なお、現時点で70%を超えたところでございます。

潮風グリーンウォークは、国が行う粘り強い構造の海岸堤防の施工の後に、市が堤防陸側に盛土を行う工事でございます。国の工事の進捗が重要となりますので、国との積極的な協議調整と、あと、連携を図り、年度末完成を目指し、今、実施しているところでございます。

以上です。

- 岡田光正委員 それこそ、その後、我々が植えました苗木がありましたよね。苗木をそこへ植えに、早いですけど、やりたいなと思っております。ぜひ進捗状況を確認して

おいていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○渋谷英彦委員長 では、次、7番、深田委員。

○深田百合子委員 合併処理浄化槽設置事業費について伺います。

1、該当区分別である新設・単独浄化槽からの設置替え、公共下水道未整備区域における再設置の実績。

2、令和2年度の普及率。

3、補助金の予算がなくなり次第終了となっておりますが、該当区分別の申請状況はどうか。

以上、伺います。

○天野勝義下水道課長 ただいまの深田委員の御質疑にお答えいたします。

まず、初めに、該当区分別である新設・単独浄化槽からの設置替え、公共下水道未整備区域における再設置の実績は何かという御質疑でございます。

令和2年度における合併処理浄化槽の新設件数であります。公共下水道事業計画区域を除く合併処理浄化槽補助対象区域全体で263件、公共下水道事業計画区域内未整備区域は22件、合計で285件であります。

単独浄化槽からの設置替えは、浄化槽補助対象区域全体で125件、公共下水道未整備区域は8件、合計で133件でありました。

続きまして、2つ目の御質疑でございます。焼津市全体における令和2年度の合併処理浄化槽設置の普及率を伺うという質疑でございます。

焼津市全体における令和2年度の合併処理浄化槽の普及率は47.7%であります。

続きまして、3つ目の御質疑でございます。補助金の予算がなくなり次第、終了となっておりますが、該当区分別の申請状況を伺うという御質疑でございます。

まず、提出していただきました申請で、補助金支出の条件に合った申請につきましては、全て補助金を交付してございます。令和2年度につきましては、公共下水道事業計画区域を除いた浄化槽補助対象区域全体と公共下水道の事業計画区域内で未整備区域の中の合併処理浄化槽設置補助を合わせまして、418件の補助申請がありましたが、その418件全ての申請に対し交付を行っております。

以上でございます。

○深田百合子委員 すみません。最初の新設のところをちょっと聞き漏らしちゃったものですから、もう一度お願いします。

○天野勝義下水道課長 申し訳ありませんでした。最初の質疑でございます。該当区分別である新設・単独浄化槽からの設置替え、公共下水道未整備区域における再設置の実績でございます。

令和2年度における合併処理浄化槽の新設件数は、公共下水道事業計画区域を除く合併処理浄化槽補助対象区域全体で263件、公共下水道事業計画区域内で未整備区域につきましては22件、合計で285件であります。

また、単独浄化槽からの設置替えにつきましては、浄化槽補助対象区域全体で125件、公共下水道未整備区域は8件、合計で133件でありました。

以上でございます。

○深田百合子委員 ありがとうございます。

公共下水道の地域で新設が263件ということはかなり多いと思うんですけども、令和2年度は新設だと30万円で、令和3年度ですと、これが単独と設置替えが補助が入ったので、20万円に下がるんですよ。この新設の場合の件数が多いものですから、公共下水道地域における新設の、これはどのように分析されておりますか。

多いのに、令和3年度に補助金を変えたものですから、本来だったら新設も多いものですから、そのまま補助金の継続することが令和2年度の間には話が検討されなかったかどうかということなんです。

○天野勝義下水道課長 まず、補助金額でございます。補助金額につきましては、令和元年度から令和2年度にかけて補助金額の見直しを行いました。新設に関しましては、浄化槽法の改正によりまして、平成13年の4月からは下水道の予定処理区域を除き、家屋の設置時には合併処理浄化槽の設置が義務づけられております。市としても、限られた財源の中でトータルとして事業効果を高めていくために、周辺市町の状況も確認をさせていただきます。その中で、新設の補助額を20万円に減額させていただいたということでございます。

以上です。

○深田百合子委員 限られた予算ということなんですけど、これは県の補助も入っているものですから、ほかにも同じパイの中からこっちと分けるというようなやり方ではなくて、ほかの一般財源から繰入れできなかったのかなというのとはすごく思いましたけれども、あと、令和2年度の普及率が47.7%ということですが、これは何年度までに100%にするとか、そういう何か目標とかはありますか。

○渋谷英彦委員長 分かる。

○天野勝義下水道課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、現在の焼津市におきます普及率の話なんですけれども、普及率に関しましては、いわゆる汚水処理、合併浄化槽、それから下水道、それからコミュニティプラント、焼津市は農業集落排水がないものですから、下水、合併浄化槽、コミュニティプラント、この3つが汚水処理の手法になるんですけども、その手法でいきますと、令和2年度の普及率で71.1%でございます。その中で合併処理浄化槽に関しましては、47.7%でございます。コミュニティプラントは1.8%、公共下水道に関しましては21.5%、これ、焼津市全体の普及率でございます。現時点で下水道のほうに関しましては、今後の普及というものが現時点で見送ってございますので、これからは合併処理浄化槽の普及というものを目指すわけなんですけれども、何年度までにどれくらいというような目標を現在、立てているわけではございません。ですので、少しでも合併処理浄化槽の普及が進むような啓発等を行って、少しでも汚水処理率が上がるような努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○深田百合子委員 分かりました。これ、県の補助金とも絡んでくると思いますので、ぜひ目標設定していただいて、何年後かには何%というのをこれから考えていただけないかなというふうに思いました。

それから、最後に、補助金の予算がなくなり次第、終了ということなんですけど、その申請に対しては全て交付しますよという御答弁だったんですけど、大体、何月ぐらいでも

ういっぱいになるんですか。

- 天野勝義下水道課長 大体ですけれども、9月か10月ぐらいでございます。今年度に関しましても、現在、新設に関しましては、補助の申請のほうを今、打ち切っているところでございます。その旨は下水道のホームページのほうに記載させていただきますけれども、おおむねこれぐらいの時期に予算がなくなるというような状況でございます。

以上です。

- 深田百合子委員 ぜひ、9月というと、もう半年しかたっていないのにもういっぱい必要ということで、それは事業者との関係もあると思うんですけれども、事業者が申請に来るよということもあると思うので、ぜひ県のほうにも補助枠を増やしていただいて、さらに年度内の1月、2月でも対応できるように要望をしておきます。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 以上で通告による質疑は終了いたしました。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で認第10号中、建設部及び上下水道部所管部分の審査を終わります。

以上で建設部及び上下水道部所管部分の議案の審査は終わりました。当局の皆さん、御苦労さまでした。

ここで、入替えがありますので、休憩します。13時50分再開いたします。

休憩（13：40～13：49）

- 渋谷英彦委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、認第10号「令和2年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、都市政策部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。これより順次、御発言願います。

ナンバー1、杉田委員。

- 杉田源太郎委員 2款1項7目、総合計画推進事業費、そのうちの都市整備課分、そこでスマートインターチェンジ付近のまちづくり検討のその支援として251万9,000円、この内訳についてお伺いします。

そして、これを使ったその効果についてどのように評価していますか。

- 白石雅治都市整備課長 最初に、検討支援業務の内訳についてであります。計画準備及び説明会など開催支援に68万2,000円、関連資料作成及び報告書作成などに91万8,000円、打合せ、協議などに91万9,000円の合計が251万9,000円であります。

次に、その効果をどのように評価していくかについてでございますが、契約書に基づき支援業務が適正に履行されたものと認識しております。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 今の答弁の中で、委託を多分されていると思うんですけど、その委託先について、どういう内容についての委託なのか。

- 白石雅治都市整備課長 まず最初に、委託の業者の状況でございますが、まちづくりの推進とか、支援、仕組みづくりなど、ワークショップなどの合意形成、また、住民意識調査などの支援を行う業者に委託をしております。以上、内容としては、そういう業

者に委託を発注しております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員　そういう業者というのは、具体的に何社ぐらいあって、先ほど言った、説明会で60万円、資料で90万円、打合せで90万円とあったんですけど、その中のどれに当たるんですか。

○白石雅治都市整備課長　業者の数につきましては、申し訳ございません、これにつきましては、市の委託は、業務の中の1社でございますので、全ての業者が現在何社あるかにつきましては、また改めまして契約検査課に確認いたしまして御報告のほうをさせていただきます。

それと、この委託の内訳でございますが、今回の委託業務に係る委託業者のいわゆる経費、実際には専門家を2人つけてございますが、それに係るものについての内訳でございますが、計画準備及び説明会などの開催支援に68万2,000円、それと打合せ協議などに91万9,000円です。

以上であります。

○杉田源太郎委員　説明会だとか、いろいろ意見交換会だとか、勉強会だとか、よく開かれているわけですけど、その中で、この業者以外、ここに専門家何人かと言ったけど、それ以外に委託しているということはありませんか。

○白石雅治都市整備課長　それ以外の業者には委託はしてございません。

○杉田源太郎委員　言い方を間違えました。業者以外で委託された仕事というのはありませんか。

○白石雅治都市整備課長　令和2年度の委託業務につきましては、これ以外の委託業務の発注はございません。

○杉田源太郎委員　地域の勉強会、その前の意見交換会、意見交換会だったと思うんですけど、ファシリテーター、そういうところもこの委託業者の中に入っていますか。

○白石雅治都市整備課長　この委託業者の中には入ってございません。

○杉田源太郎委員　意見交換会を何回かやったと言いましたよね。

○白石雅治都市整備課長　それにつきましては、今年度の業務の中で、その委託業者については、ファシリテーター役は同一業者でございますが、今回の委託業務の中では、令和2年度は、今、認定を受けている中では、同じ業者でございますけど、その中では、令和2年度のときに同じ担当が担当をしていたということで聞いております。

○杉田源太郎委員　そういう業者じゃなくて、地域のいろんな活動をやっている若い方なんかにはファシリテーターを頼んでいますよね。

○白石雅治都市整備課長　ファシリテーターにつきましては、現在、委託業者に、令和元年度分については委託業者にファシリテーターのほうをお願いしてございます。

○杉田源太郎委員　元年度じゃない。令和2年。令和2年度。

○白石雅治都市整備課長　令和2年度については、勉強会といいましても、ファシリテーターといいますか……。

○杉田源太郎委員　勉強会じゃなくて、意見交換会でと私、質疑した。

○白石雅治都市整備課長　すみません。意見交換会につきましては、今、2人の専門家の方が委託業務の中で、例えば、勉強会の運営とか、それとか、役員の方の打合せなどの

協議の……。

○杉田源太郎委員 意見交換会でと言いました。

○白石雅治都市整備課長 すみません。意見交換会につきましては、今、委託業者のほう
が2名で担当してございます。

○杉田源太郎委員 ファシリテーターは……。質疑に答えていない。

勉強会じゃなくて、その前に4回の意見交換会をやっています。その意見交換会の中
で、地域の方の若い方のファシリテーター、今、業者がどうのこうのという、専門家が
どうのこうのじゃなくて、それ以外に、ファシリテーターがその中に入っていますねと
言った。

○渋谷英彦委員長 令和2年度だよ、令和2年度。

○白石雅治都市整備課長 昨年度、委託業務では、ワークショップのほうを実施してござ
いません。勉強会のほうは実施してございます。

○渋谷英彦委員長 ちょっと待った。答えになっていないというのは、どこを指して言っ
ているのか、手を挙げて言ってください。まず手を挙げて、挙手して。

○岡田光正委員 今のはちょっと答えが違うと思うんですよ。彼が言ったのは、地元でや
っている勉強会にファシリテーターとして地元の若い人たちが参加していましたね。そ
の人たちの費用について多分、質疑、していたんじゃないのかな。違う、その答えに
なっていない。

○白石雅治都市整備課長 今、岡田委員のほうからお話のありました業務の内容でござい
ますが、令和元年の業務についてはワークショップを実施しているものですから、その
中ではそういったファシリテーターの方が担当でワークショップをしてございますが、
令和2年度分の現在、認定を受けているものについては、そのような業務は入っており
ませんので、内容としてはそういうことでございます。

○杉田源太郎委員 了解しました。ちょっと自分が勘違いして申し訳ない。

資料の中で90万円ぐらいですか、その内訳をちょっと教えてください。

○白石雅治都市整備課長 90万円の内訳についてでございますが、直接経費といたしまし
て、計画準備が2万7,650円、勉強会開催支援が23万2,050円、その他関連資料の作成が
3万2,700円、報告書の作成が1万6,350円、打合せ協議が60万9,250円で、合計が95万
8,000円でございますが、これについては直接人件費ということで、経費は抜きの価格
がそのような額になってございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 先ほどの資料で90万円、それで、打合せで90万円だったんじゃないで
すか。

○白石雅治都市整備課長 91万8,000円の内訳でございますが、すみません、経費込みの
価格でございます。計画準備が約7万2,000円、勉強会開催支援が約61万8,000円でご
ざいます。その内容でございます。それが、先ほど言った、すみません、申し訳ござい
ません。もう一度確認をいたしました。関連資料作成が8万6,000円、それと報告書作成
が4万3,000円、それと打合せ協議が78万9,000円、これ、合わせて91万8,000円でご
ざいます。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 それと、あと、打合せで90万円の中身を教えてください。
- 白石雅治都市整備課長 打合せ協議につきましては、これにつきましては、役員の方の打合せ協議をやってございますので、それが約78万9,000円でございます。
- 以上でございます。
- 杉田源太郎委員 その中身、打合せ、78万円、役員というのは準備組合の役員ですか。
- 白石雅治都市整備課長 役員のほうにつきましては、準備組合の関係者の皆さんとの打合せでございます。
- 以上でございます。
- 杉田源太郎委員 終わります。
- 渋谷英彦委員長 では、次、2番、青島委員。
- 青島悦世委員 8款4項1目、焼津駅南口都市再生事業費、これは2万5,835円、決算額の数字は小さいんですが、どのような事業といたしますか、どのようなことをした金額なのか御説明願います。
- 白石雅治都市整備課長 青島委員のほうにお答えいたします。
- 本事業は、焼津駅南地区のにぎわい再生に向けたまちづくりの推進に要する経費でございます。令和2年度の決算額2万5,835円の内訳についてであります。事務事業の執行に必要な参考図書購入費及び文具などの購入などに要した経費が主なものでございます。
- 以上でございます。
- 渋谷英彦委員長 では、次に行きます。
- 3番、杉田委員。
- 杉田源太郎委員 8款4項3目、公園事業、この中の潮風グリーンウォーク、これに330万円とありますが、どのような分析ですか。
- それをどのように評価し、事業に反映したんですか。
- 白石雅治都市整備課長 最初に、費用対効果の分析についてであります。国の防災安全交付金事業の都市公園事業の都市緑地として新規事業の採択を受けるため、業務委託により費用対効果の分析による評価を行いましたもので、国が定めました大規模費用対効果分析マニュアルに基づき、実施をしております。
- 次に、評価結果をどのように反映したかについてであります。まず、費用対効果の分析でございますが、都市緑地として供用を開始してから50年間におけます直接利用価値や間接利用価値の総便益と用地施設費維持管理費の総費用の分析を行い、総便益を総費用で除した費用対便益費が1.0以上でありましたら、一定の費用対効果が得られている事業という客観的な評価を行うものでございます。
- 本事業につきましては、費用対便益費が10.32でありました。それによりまして、国の防災安全交付金事業として新規採択を受け、令和3年度から事業着手したことでございます。
- 以上でございます。
- 杉田源太郎委員 私の勘違いだと潮風グリーンウォーク、防災のための費用対効果じゃないということですか。
- 白石雅治都市整備課長 あくまでもこれについては、都市公園事業の都市緑地という位

置づけの中の費用対効果の分析でございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 このグリーンウォークの中に公園があるということですか。

○白石雅治都市整備課長 これにつきましては、都市緑地として位置づけてございますので、都市公園の中の一部として都市緑地がございますので、都市公園としての事業としての整備という形にはなりません。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 次に行きます。

4番、秋山委員。

○秋山博子委員 私からは、歳出8款5項1目、空き家利活用対策事業費について伺います。

1、事業費の内訳。

2、空き家全体における利活用の割合。

3、利活用者21世帯の分析。

お願いします。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 秋山委員の御質疑にお答えをいたします。

まず、空き家利活用対策事業の内訳でございます。旅費1,440円、需用費46万4,793円、役務費2万2,000円、委託料19万8,000円、負担金補助及び交付金847万2,300円となっております。

続きまして、空き家全体におきます利活用の割合でございますけれども、これについては数値はございませんが、国が5年ごとに実施をしております住宅・土地統計調査、平成30年に公表された結果によりますと、焼津市でふだん人が住んでいない住宅のうち、別荘とか、賃貸、売買用の住宅を除いたその他の住宅と、ここに区分されるもの、それが適正に管理されていない場合に問題になる可能性が高い空き家となっておりますけれども、この数が2,560件となっております。

また、中古住宅の流通促進奨励金事業につきましては、令和元年度から48世帯に交付をしております。以前実施をしていました若者世帯定住支援金の実績から、当初は年間10件程度ということで見込んでおりましたけれども、多くの方に利用していただいていると考えてございます。

次に、中古住宅流通促進奨励金の21世帯の内訳でございますが、市内の転居は18世帯、市外からの転入が3世帯、これらのうち、外国籍の世帯が2世帯となっております。

以上でございます。

○秋山博子委員 では、この2つ目の質疑の空き家全体における利活用の割合、これ、厳密に出せるわけではないけれども、2,560件あるうち、令和元年からこの事業によって48という、そういう数字は分かっているということでもいいですか。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 一応、そういうことでしかお答えできないということになります。

○秋山博子委員 この事業で空き家バンクというのがつくられていると思うんですけども、空き家バンクに登録している住宅の件数というのは何件になるんでしょうか。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 空き家バンクには、延べで6件登録がございまして、現

在3件成約をいただいていたものですから、今、現在、公表している件数が3件となっております。

以上でございます。

○秋山博子委員 結構かなり少なかったんですね、空き家バンクの登録というのは。

その登録してある住宅の耐震性能というのはどうなのでしょう。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 全てが新耐震というわけではございません。細かく何件が新耐震で何件が旧耐震というのは、ちょっと今、資料がございませんけれども、全てが新耐震ということではございません。

○秋山博子委員 では、今後の空き家対策の方向といたしますか、ちょっと伺いたいですけれども、例えば、今回、土石流災害で熱海が非常に大きな被害を受けたわけなんですけれども、例えばみなし仮設になるような中古住宅というのを当たったときに、耐震性能がなくなって、みなし仮設として使うことができなかつたというような、そういう報告も聞いてはいるんですけれども、例えば、空き家対策として防災的な面とか、例えば、福祉的な住宅として活用していただくとか、いろんな活用の方向性があると思うんですけれども、今、どんなふうな方針で進めようとしているのか教えてください。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 今、直接空き家を改修等、利活用していくというようなことは市では計画をしてございません。中古市場の活性化だとか、そういうようなことを通じて空き家の発生を抑制していくというようなことで考えてございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 もう少し今、おっしゃった中古市場の活性化というのは、市が何らかの働きかけをしてという、そういう意味ですか。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 中古住宅の奨励金も、選択肢の中に新築だけではなくて、中古住宅というようなものもありますよというようなことをお伝えできればということで、そういうことも含めて実施をしているということでございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 了解。

○渋谷英彦委員長 では、次、5番、秋山委員。

○秋山博子委員 では、8款5項2目、子育て世帯マイホーム取得応援事業費について伺います。

1、取得者18世帯の分析、お願いします。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 秋山委員の御質疑にお答えいたします。

18世帯のうち、市内の転居については12世帯、市外からの転居は5世帯、外国籍の世帯はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○秋山博子委員 今、外国籍の方についてゼロということだったんですが、先ほど空き家利活用の対策事業費のほうでは外国籍の方、2件あったということなんです、外国籍の方に対する何か要件といたしますか、そういったものがあるなら教えてください。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 外国籍の方につきましては、永住権の資格、永住資格を持っていらっしゃるということを条件とさせていただいております。

○秋山博子委員 了解しました。

○渋谷英彦委員長 以上で通告による質疑は終了いたしました。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で、認第10号中、都市政策部所管部分の審査を終わります。

次に、議第62号「令和3年度焼津市一般会計補正予算（第7号）案」中、都市政策部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。これより順次、発言を願います。

まず、1番、秋山博子委員。

○秋山博子委員 それでは、私からは、歳出8款4項1目の立地適正化計画策定事業、これの補正で減額されています。減額による事業への影響を伺います。

○杉山辰巳都市計画課長 この立地適正化計画策定事業費なんですけれども、今回の補正につきましては、国からの補助金が減額になったことに伴いまして、278万円減額するものでございます。

まず、当初予定しておりました業務の内容につきましては、コンサルタントに発注しながらも、内容は高潮だとか、津波だとか、そういった各種災害のハザードの情報収集、それからその整備、そして、また、それを基にしまして誘導するための取組方針などを定めるように計画をしておりました。ただ、国からの補助金が少なかったということがあるものですから、発注する内容につきましては各種ハザードの収集と整備までとして発注したんですけれども、そこに入札差金が生じたものですから、その入札差金を活用しながら、当初予定しておりました業務内容を進めることができると今、考えております。以上によりまして、今年度の業務についての遅れは生じておりません。

以上でございます。

○秋山博子委員 それでは、今日まで影響は特になく、やりくりできそうだということなんですけど、計画のこのスケジュールをもう一度確認したいんですが、いつまでにこの計画策定の予定だったのでしょうか。

○杉山辰巳都市計画課長 この立地適正化計画につきましては、昨年度、令和2年度から着手しまして、今年度、それから来年度に完成をするというところで、令和4年度です。令和4年度、この計画策定というところに向かって今、進めております。

以上でございます。

○秋山博子委員 それでは、この立地適正化計画と都市計画との関係性なんですけれども、先日、静岡県の方から都市計画の見直しの方針というものが発表されているんですけれども、この立地適正化計画は、コンパクトで、そしてネットワークでつながるまちづくりということを進めるためということなんですけど、その都市計画とこの立地適正化計画の関係性、今回の都市計画の県の見直しがどのように影響するのかというあたりはどうでしょうか。

○杉山辰巳都市計画課長 この立地適正化計画というのは、都市再生特別措置法という法律に基づいて進めているものでございまして、都市計画としましては、市街化区域をよりコンパクトにしていきたいと思いますという目的の下で進めていくものでございます。この立地適正化計画を策定したことによりまして、なるべく住みやすいところに住んでもらうというような方向性を持った新たな都市計画として進めていくように考えております。以上です。

○秋山博子委員 つまり様々な計画がある中で、調整し合いながら計画が策定されていくということで理解でいいかなと思うんですけども、策定するプロセスで、例えば市民への説明会とか、県とのこういった計画づくりに関する協議というの組み込まれていますか。

○杉山辰巳都市計画課長 今、これは当市の将来像を新たにつくっていかうということで進めているものであります。それで、皆様の意見というのも大事なんですけども、これから少子高齢化、そういったところが非常に重要な部分になってきますので、それを基にしまして、これからどういうふうにしていかうかというところをまずは自分たちのほうで進めていくというところ、それから、最終的には、また、市内全域の皆様のほうにこういった計画づくりを進めていますよということは、また説明会を通してやっていくということ、それから、あとは、パブリックコメントも活用しながら、広く意見を取り入れていくということで今、考えております。

それから、県との協議の関係なんですけれども、県だけではなくて、各種団体の皆様から募集した検討委員会という組織を設けております。その中に県としてのオブザーバーとしての立場の方もいらっしゃいますので、そういった方々からも意見を聞きながら、よりよい当市に合った立地適正化計画を進めていくように考えております。

以上でございます。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、引き続き2番、秋山委員。

○秋山博子委員 歳出8款4項7目、会下ノ島石津土地区画整理事業費、これも交付確定による減額と説明されましたけれども、減額による事業への影響はどうでしょうか。

○八木隆之区画整理課長 秋山委員の御質疑にお答えします。

今回、社会資本整備総合交付金の地活交ですけれども、国の交付金確定によりまして減額するものですが、旧地活交につきましては、移転補償の物件を1件減じるとともに、工事延長を40メートル増補するものです。事業費ベースの進捗率が若干下がるものの、今回の交付金確定による減額で、事業全体の影響は小さいものと考えております。

以上です。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、引き続き3番、秋山委員。

○秋山博子委員 今の話とつながってくるかと思うので、次の8款4項7目、同じく会下ノ島石津土地区画整理事業費の減額についてはどうでしょうか。

○八木隆之区画整理課長 先ほどと同じく、都再区画につきましても国の交付金の確定による減額でございますが、移転補償物件を1件減らしたものでございます。これも先ほどと同じく、事業費ベースの進捗率が若干下がりますが、今回の交付金確定による減額は、全体への影響は小さいものと考えております。

以上でございます。

○秋山博子委員 まず、移転補償の物件を1つ減らしたということは、その移転補償の物件は時期をずらすという、そういう扱いになるということですか。

○八木隆之区画整理課長 そうです。次年度以降にまたやりたいというふう考えております。

○秋山博子委員 了解しました。

それで、補正の内訳を見ますと、工事請負費用が増額になり、補償補填賠償金というのが減額になっている。この減額というのが今、御説明いただいた移転補償の物件を1つということになるのでしょうか。それで、ここで工事請負費用は増額になっている、これはどういうことなんでしょうか。

○八木隆之区画整理課長 国の交付金の関係でございますので、基本、全部使いたいということで考えております。移転物件を1件減らすのと同時に、ちょうどそれに見合う移転物件がないものですから、工事はやるところが幾つもあるものですから、工事のほうに振り替えたということでございます。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、4番、内田委員。

○内田修司委員 私から歳出8款5項1目建築指導費の中の空き家利活用対策事業費530万円についてです。

当初の予算説明では、この事業費として18世帯分という説明があったかと思うんですけど、それを追加するということですが、現在の状況と今回追加して何件分となるのか、何件分を追加するのかを教えてください。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 内田委員の御質疑にお答えいたします。

まず、基本額の部分ですけれども、中古住宅を購入した場合に30万円を交付するというものですが、8月末で16世帯の申請をいただいております。当初、これ、18世帯というようなことで考えておりましたけれども、それを28世帯、10世帯増やしまして300万円の増額ということで考えております。

次に、加算額についての部分でございます。市内へ転入をした場合、20万円を交付するというようなものですが、8月末現在、6世帯から申請をいただいております。当初、2世帯ということで考えておりましたけれども、これを6世帯として、7世帯増やしまして140万円の増額を考えております。

次に、市内業者でのリフォームについてです。これ、市内の業者でリフォームしますと、30万円を交付するというものですが、4月末で5世帯の申請をいただいております。当初、6世帯としておりましたけれども、これを9世帯、3世帯を増やしまして90万円の増額ということで考えております。

以上でございます。

○内田修司委員 大丈夫です。

○渋谷英彦委員長 では、5番、太田委員。

○太田浩三郎委員 内田委員と同じで、あと、私のほうがお聞きしたいのは、現在の空き家件数と空き家率を教えてくださいと思います。よろしくお願ひします。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 国が平成30年に公表した住宅都市統計調査によりますと、空き家の中でも先ほど申し上げましたけれども、別荘、あるいは賃貸、売買を除いたその他の住宅というようなところで、その戸数が焼津市で2,560件あります。総住宅数に占める割合が4.4%ということでございます。

以上でございます。

○太田浩三郎委員 了解です。

- 渋谷英彦委員長 では、6番、秋山委員。
- 秋山博子委員 では、私からは、追加で、このように今回、件数増ということなんですけれども、その背景をどんなふうに見て止めていますか。
- 鈴木和幸住宅・公共建築課長 中古住宅の流通促進奨励金事業につきましては、令和元年度から3年間実施するというので、今年度が最終年度となっております。そういったことも申請が増えている要因ではないかと考えております。

以上でございます。

- 秋山博子委員 了解です。
- 渋谷英彦委員長 では、7番、内田委員。
- 内田修司委員 8款5項2目住宅管理費のうちの子育て世帯マイホーム取得応援事業費1,801万円の増ですけど、先ほど来、空き家もそうだと思いますけど、非常に好調なのかなと思いますが、当初予算の想定件数と、現在の状況及び今回、追加する件数について伺います。
- 鈴木和幸住宅・公共建築課長 子育て世帯マイホーム取得応援事業の増額の内訳でございますけれども、これ、まず、令和2年度までに土地を購入された方の分と、令和3年度、今年度土地を購入された方の分と少し制度が違うものですから、分けて説明させていただきます。

まず、令和2年度までに土地を購入された方の分でございますけれども、基本額で保留地の購入で上限100万円を交付するというものでございますけれども、8月末の時点で4世帯から申請をいただいております。当初、5世帯としておりましたところを、13世帯としまして8世帯増やして、691万円の増額ということで考えてございます。

次に、中心市街地の購入でございますけれども、中心市街地を購入すると、100万円交付するというものでございますけれども、8月末時点で3世帯から申請をいただいております。当初、1世帯としておりましたところを、9世帯として8世帯増やしまして、800万円の増額ということで考えております。

加算額の部分でございますけれども、市内への転入、20万円の交付ということでございます。8月末時点で4世帯から申請をいただいておりますけれども、当初、5世帯としておりましたところを、13世帯ということで8世帯増やしたということで、160万円の増額ということで考えております。

次に、令和3年度の土地購入者分でございます。これについては、転入で保留地の購入ということのみになりますけれども、上限100万円ということになりますけれども、8月末時点では申請はございません。当初、1世帯という見込みでございましたけれども、これを3世帯としまして、2世帯、150万円の増額ということで考えております。

以上でございます。

- 内田修司委員 了解です。
- 渋谷英彦委員長 では、次、8番、太田委員。
- 太田浩三郎委員 了解です。
- 渋谷英彦委員長 次、9番、秋山委員。
- 秋山博子委員 では、私からは、先ほどの空き家利活用のことと同様なんですけれども、そのように件数が増の背景をどんなふうに見て止めているのか。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 子育て世帯のマイホーム取得応援事業、令和元年度から令和2年度までを対象としておりました部分につきましては、前年度が最終年度となっております。前年度より契約件数が伸びたということで、最終年度で契約件数が伸びたのではないかと考えております。

転入の子育て、今年度実施しております転入の子育てのほうですけれども、これは、今年度のみの実施ということで、同様に今年度しかないというようなこともあって、増加になっているようなところがあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○秋山博子委員 背景は、締切りがあるのでということで、それが背景だということなんですけれども、今後、この政策、どんな方向に進んでいくという方針というのはありますか。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 子育て世帯のマイホーム取得応援事業等につきましては、まだ今後について決まったことはございませんので、必要性等も含めて検討していくことになるかと思えます。

以上でございます。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 以上で通告による質疑は終了いたしました。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で議第62号中、都市政策部所管部分の審査を終わります。

以上で都市政策部所管部分の議案の審査は終わりました。当局の皆さん、御苦労さまでした。

以上をもちまして、認第10号及び議第62号の全ての所管部分の審査が終了いたしました。

暫時休憩いたします。14時40分、再開いたします。

休憩（14：30～14：39）

○渋谷英彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第62号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渋谷英彦委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第62号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○渋谷英彦委員長 挙手総員であります。よって、議第62号は、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本日の審査は終了いたしました。皆様、御苦労さまでした。

閉会（14：40）